

# 産業財産権の現状と課題

～我が国企業に求められる知的財産戦略の深化～

特 許 庁  
木 原 美 武

# I. 産業財産権をめぐる動向

## 1. 我が国における出願と審査の動向

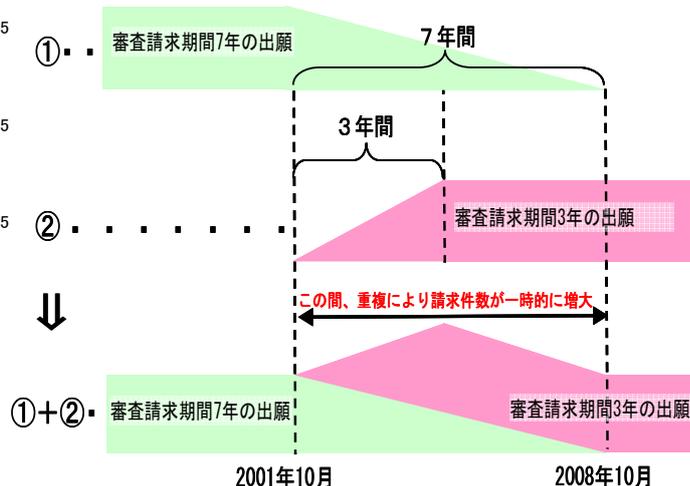
### (1) 特許 ー 厳選の兆しが見える特許出願、大幅増加の審査処理件数 ー (p. 2-9)

- 2006 年の特許出願件数は、国内からの出願が減少(前年比 6%減)したため、40.9 万件と前年比 4%の減少。技術流出の防止を意図して発明をノウハウとして秘匿する考え方や、世界的視野での出願戦略により国内出願を厳選し、海外への出願を重視する考え方が、我が国の出願人に浸透しつつあることもその背景にあるものと考えられる。
- 特許協力条約に基づく国際出願(以下「PCT 出願」という。)は 2.6 万件(前年比 9%増; 世界第 2 位)と前年に引き続き高い伸びを示している。
- 2001 年 10 月からの審査請求期間の短縮により、審査請求期間 3 年の出願の審査請求と審査請求期間 7 年の出願の審査請求とが重なり、審査請求件数の一時的な増大、いわゆる「請求のコブ」が生じている。2006 年の審査請求件数は、38.2 万件と前年比 4%の減少となり、「請求のコブ」のピークを越えたものと推定される。
- 一次審査件数は、任期付審査官の採用や先行技術調査外注の拡大等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の強化や審査の効率化が図られた結果、2005 年 24.4 万件から 2006 年 29.3 万件へと 20%増加(2006 年、登録件数は 14.1 万件と 15%の増加)。
- 当面、審査待ち件数の若干の増加は避けられないが、一次審査件数の増加と審査請求件数の減少により、2008 年においても審査順番待ち期間を 29 か月台に留めつつ、その後は「2013 年の審査順番待ち期間 11 か月」という目標に向けて短縮化が進む予定。

【特許出願件数と PCT 出願件数】



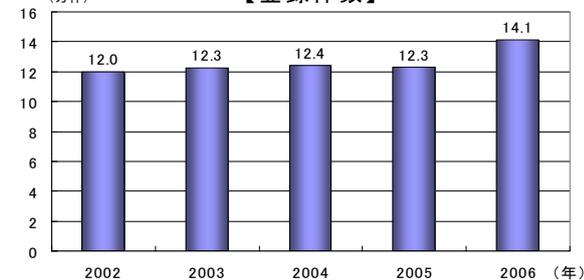
【新旧審査請求制度の共存による審査請求急増 (請求のコブ)】



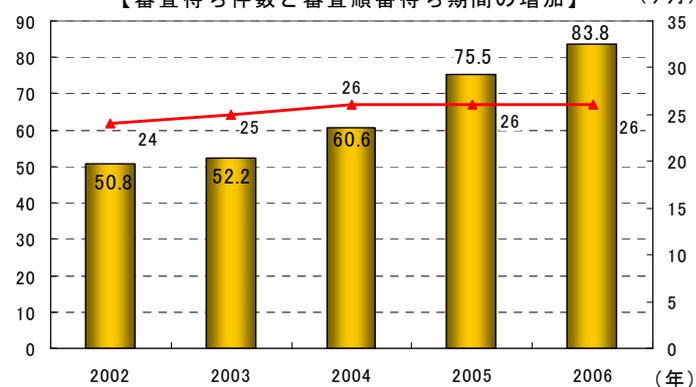
【審査請求件数と一次審査件数の推移】



【登録件数】



【審査待ち件数と審査順番待ち期間の増加】

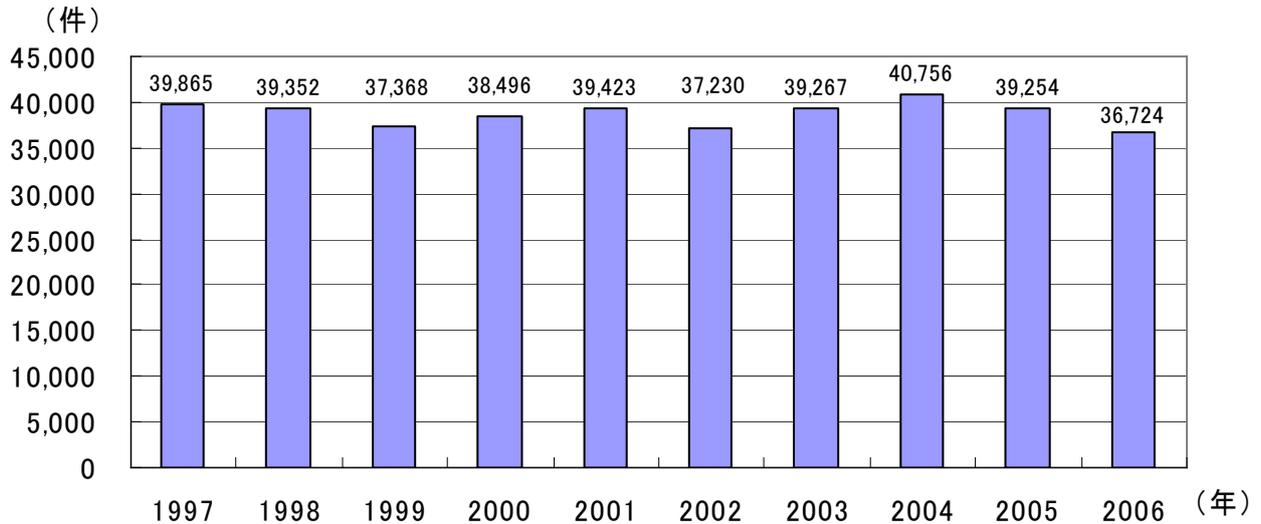


(2) 意匠 ー減少した意匠登録出願ー

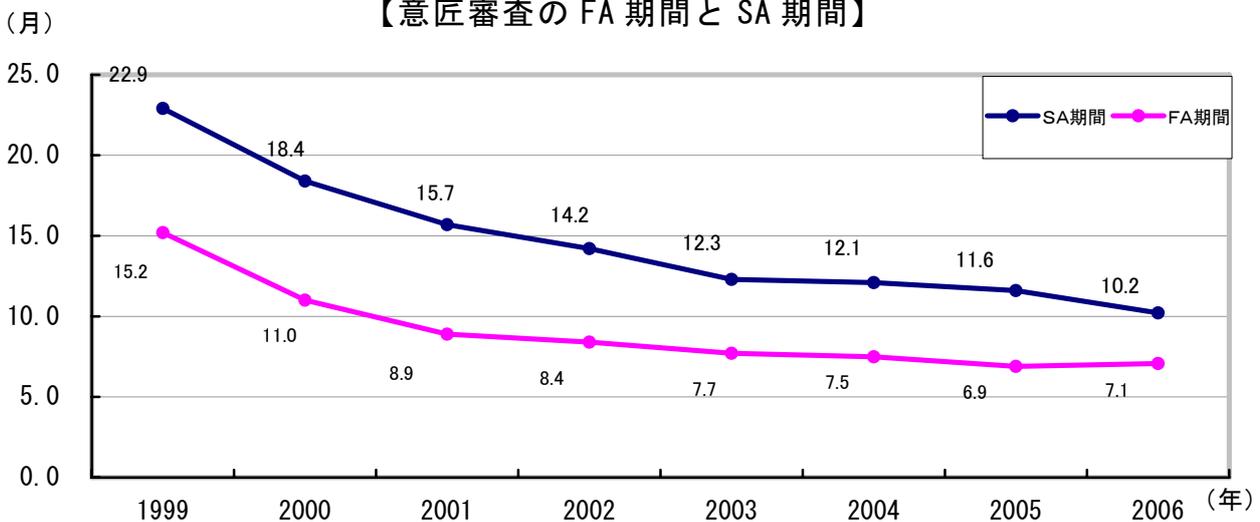
(p. 12-13)

- 2006年の意匠登録出願件数は、3.7万件と前年比6%の減少。
- 2006年の意匠審査に関する一次審査件数（FA件数）は3.7万件であり、審査順番待ち期間（FA期間）は7.1か月。
- 出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間（SA期間）は10.2か月に短縮。

【意匠登録出願件数の推移】



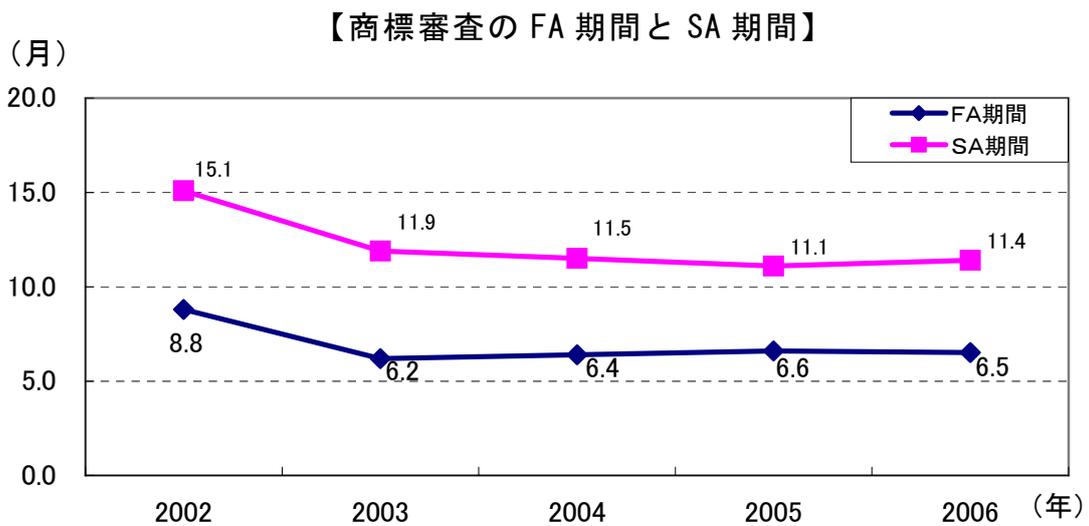
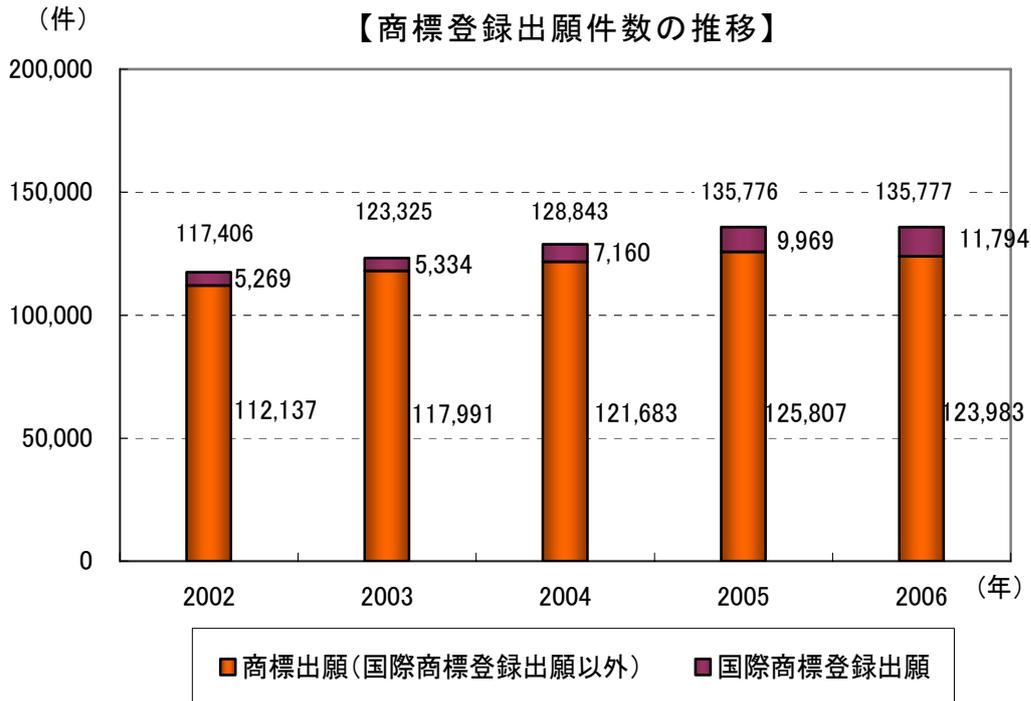
【意匠審査のFA期間とSA期間】



(備考) FA (First Action) 期間：出願日から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間

SA (Second Action) 期間：出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間

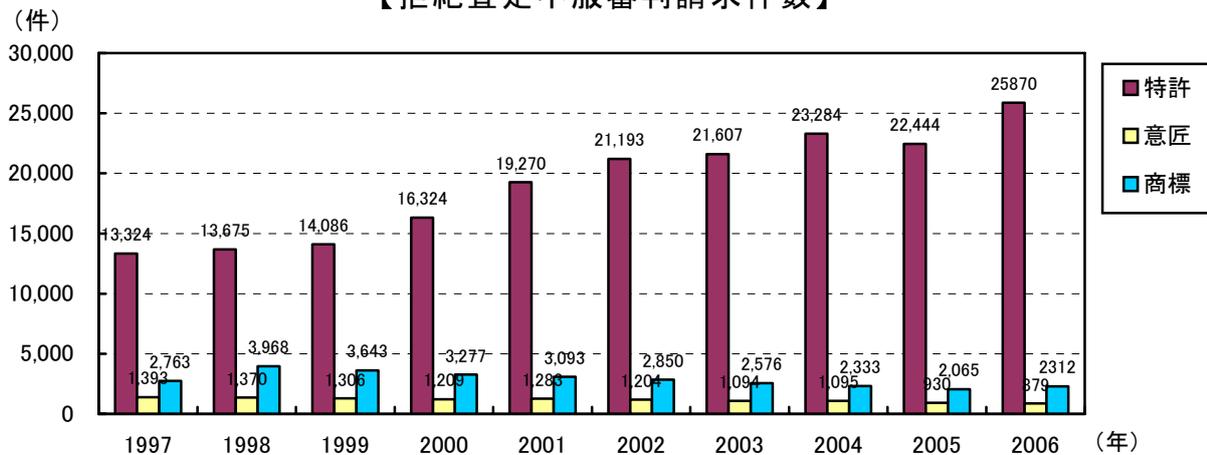
- 2006年の商標登録出願件数\*は2005年から横ばいの13.6万件であり、安定化傾向にある。
  - 2006年の商標審査に関する一次審査件数（FA件数）は13.9万件。また、審査順番待ち期間（FA期間）は、6か月台を維持。
  - 出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間（SA期間）も、11か月台を維持。
- \* 国際商標登録出願を含む。



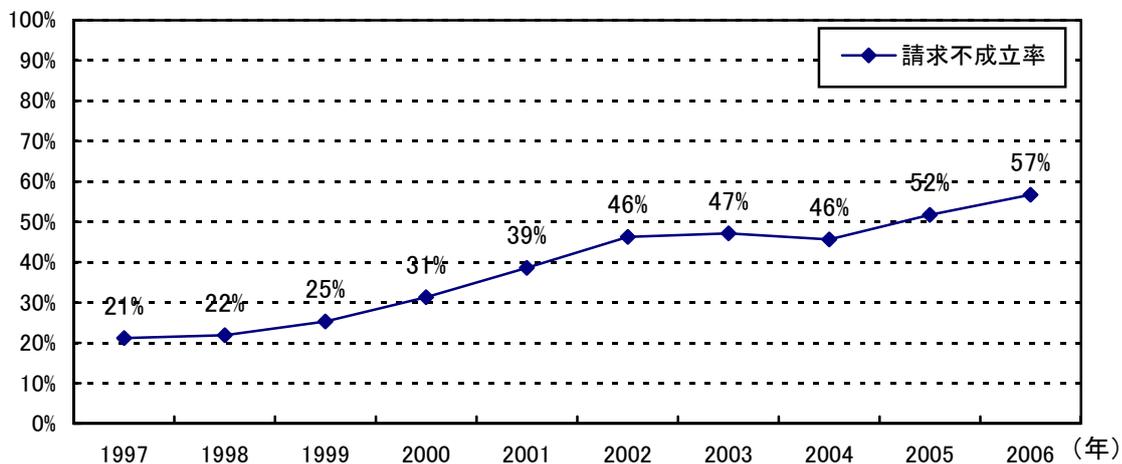
(4) 審判 —請求不成立割合が増加している特許の拒絶査定不服審判— (p.16-22)

- 特許の拒絶査定不服審判の請求件数は、2.6万件で、近年増加傾向。しかし、拒絶査定件数に対する請求件数の割合である審判請求率はここ数年横ばい\*であり、拒絶査定不服審判の請求件数は拒絶査定件数に概ね連動している。
  - 請求不成立とした審決の割合(請求不成立率)が、1997年の21%から2006年には57%と年々増加しており、特許取得の可否に対する予見性が向上している。
- \* 審判請求率は、2002年 21%、2003年 20%、2004年 21%、2005年 21%、2006年 20%と推移

【拒絶査定不服審判請求件数】



【拒絶査定不服審判事件における請求不成立率の推移(特許)】



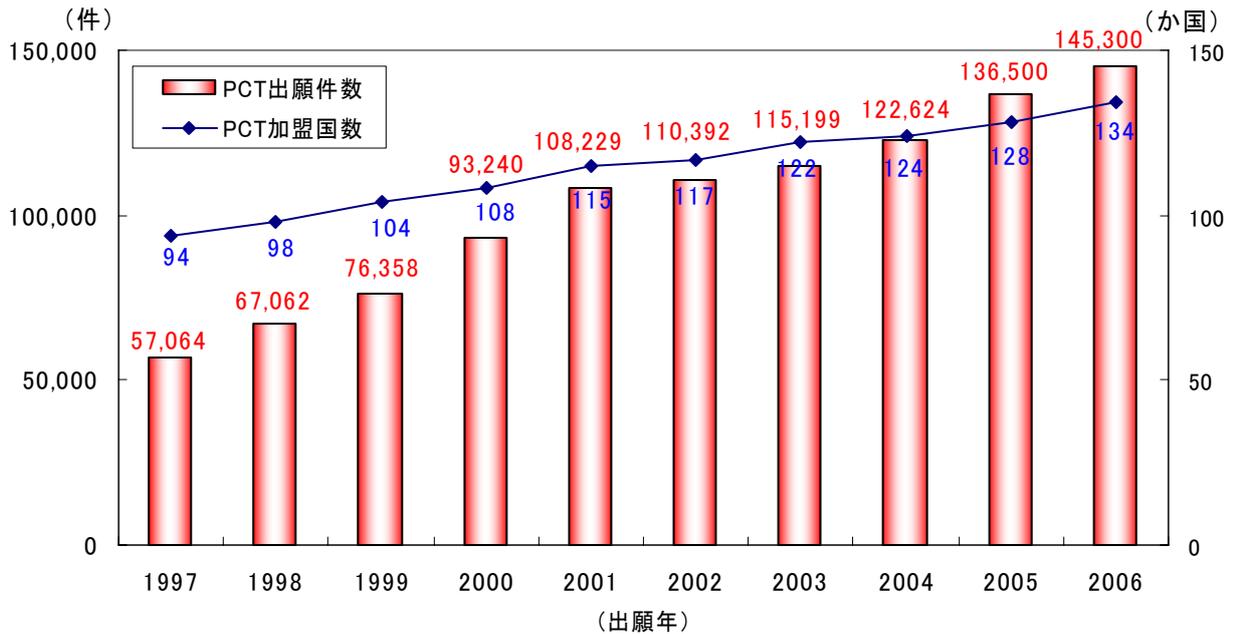
## 2. 出願動向に関する国際比較

### (1) 特許 —グローバル化が進展する特許出願—

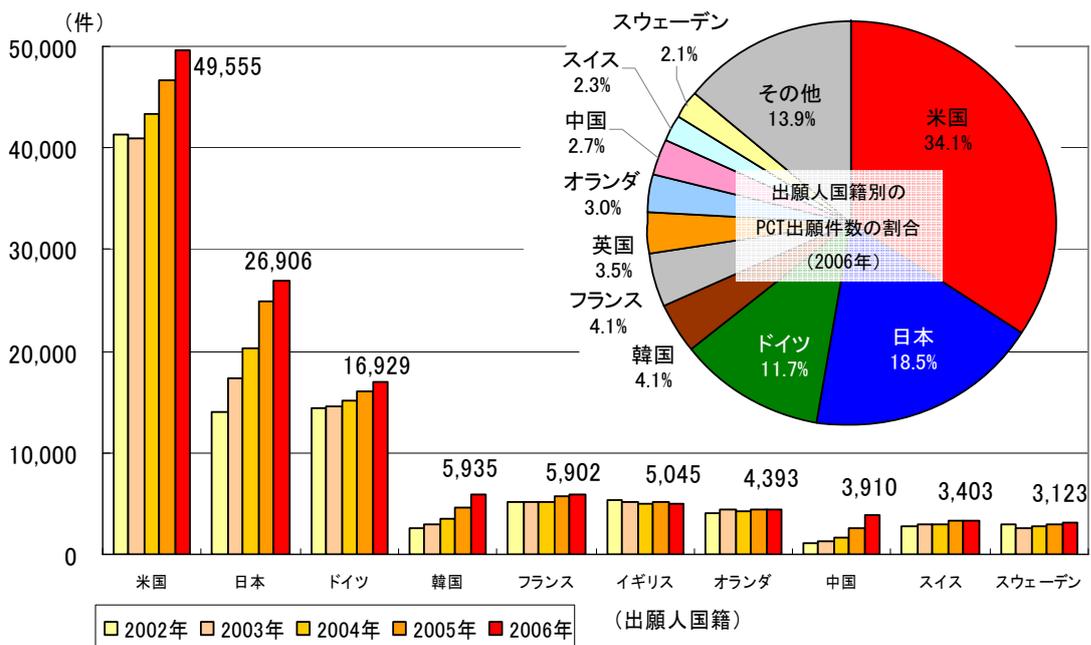
(p. 23-37)

- 2006年における世界のPCT出願件数は14.5万件であり、2005年と比べ6%増。
- 特に、日本、中国、韓国は、高い伸びを示し（対前年比で日本8%増、中国57%増、韓国27%増）、日中韓3か国の世界のPCT出願件数に占める割合は合計で25%に達した。

【PCT加盟国数及びPCT出願件数】

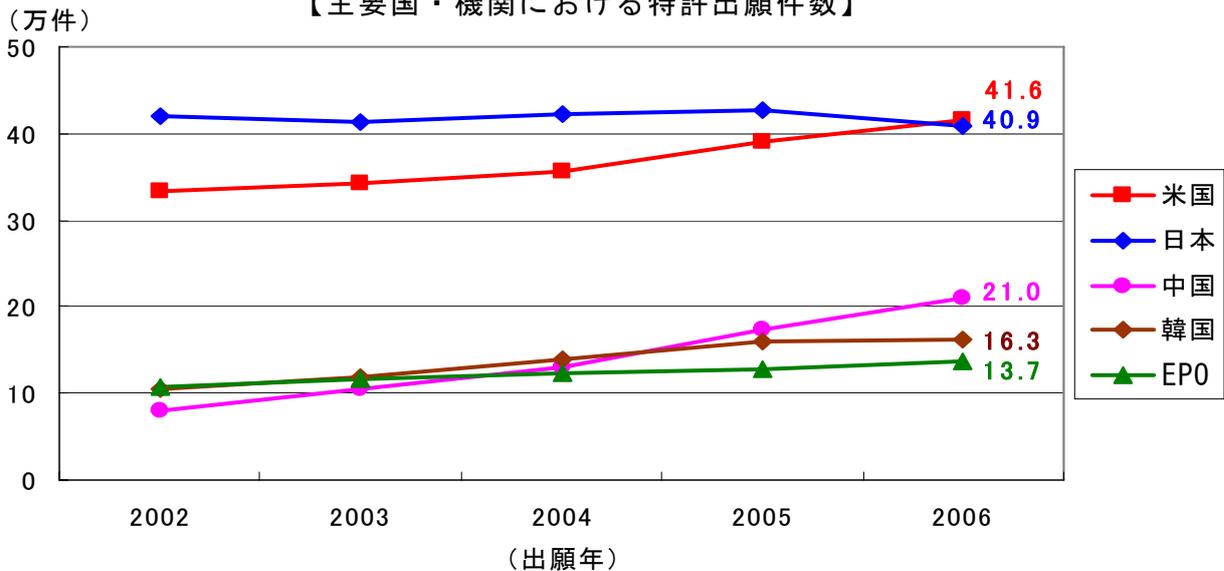


【出願人国籍別PCT出願件数】



- 主要国・機関における特許出願を見ると、中国及び米国での特許出願件数の増加が目立つ（2006年 中国：21.0万件（前年比21%増）、米国：41.6万件（前年比6%増））。
- 2006年における日本から海外（米・中・EPO・韓）への特許出願件数は、米国への出願が7.4万件（2006年度）と、依然として最も多い。また、2006年の中国への出願は3.2万件と、2002年から2倍強増加しており、2003年以降、欧州への出願を上回っている。このことから、近年の日本企業の中国重視がうかがえる。

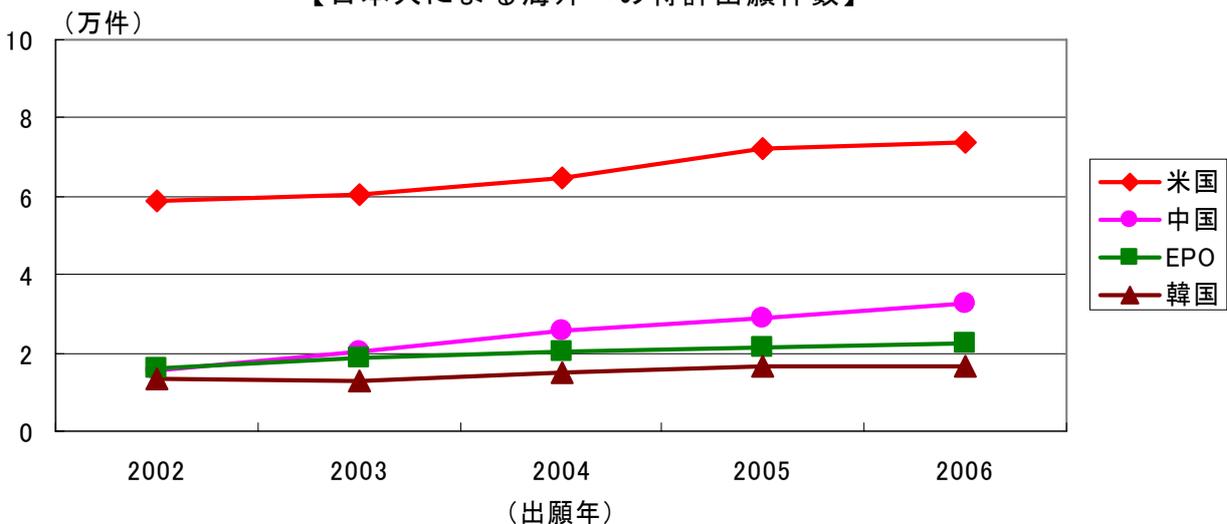
【主要国・機関における特許出願件数】



（備考）米国は Utility Patent のみを計上。

米国の 2006 データは、2006 年度（2005 年 10 月～2006 年 9 月）の速報値。

【日本人による海外への特許出願件数】



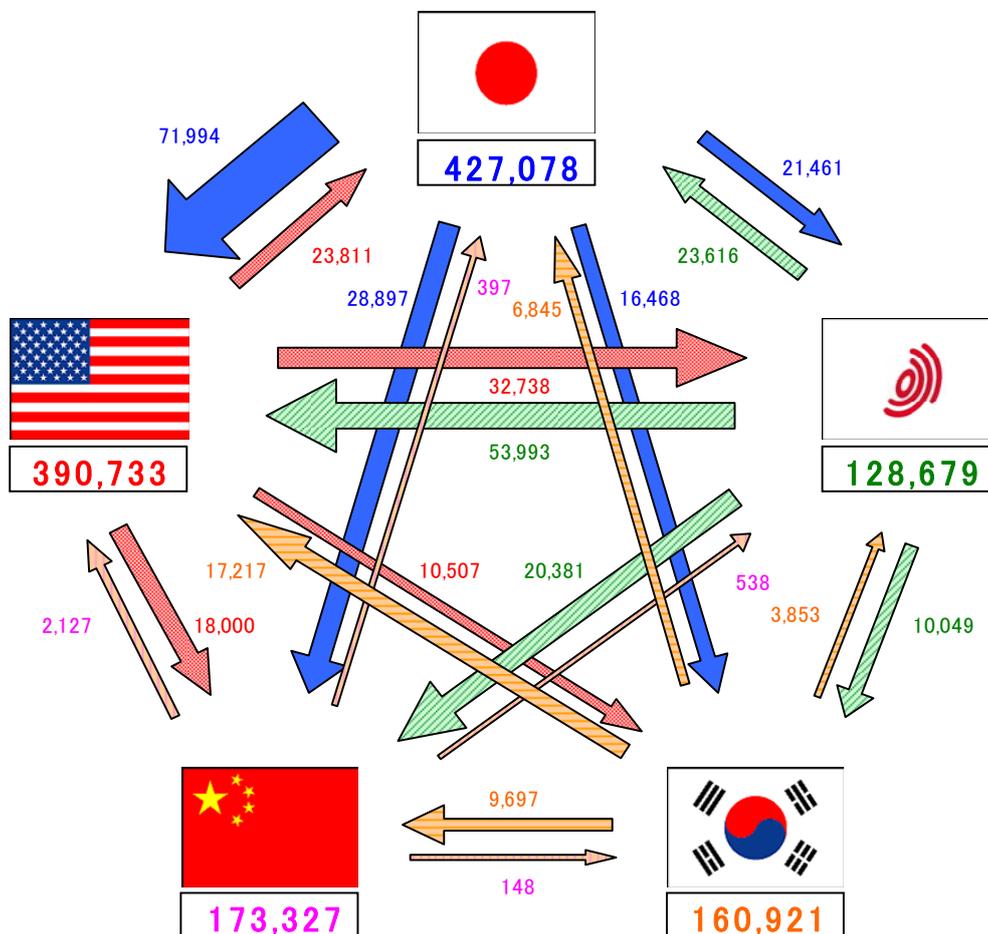
（備考）米国は Utility Patent のみを計上。

米国の 2006 データは、2006 年度（2005 年 10 月～2006 年 9 月）の速報値。

欧州に対する件数は EPO(欧州特許庁)分のみを計上しており、EPC 加盟国の各特許庁分は含まれていない。

- 日本・欧州・中国・韓国から他庁への出願は、それぞれ米国へのものが最も多い。
- 韓国からの出願は、中国への出願が日本への出願を上回っている。

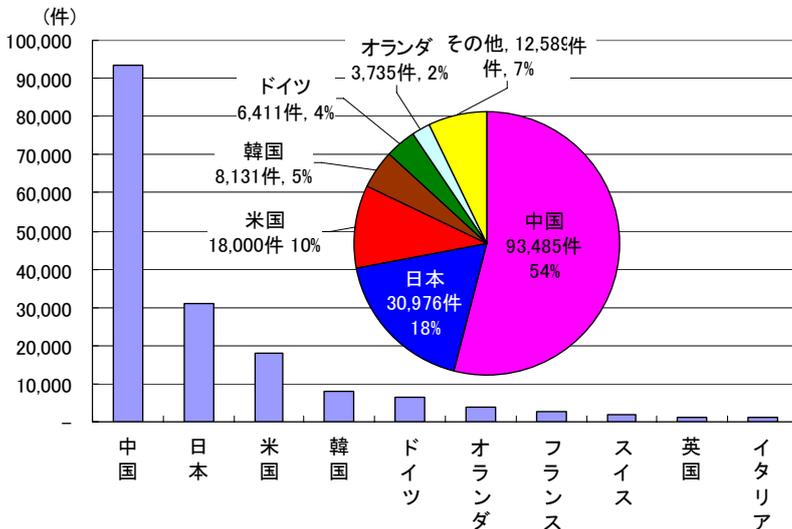
【五大特許庁間の特許出願状況（2005年）】



- (備考)
- ・ 枠内の数値は、各国・機関における2005年の出願件数の合計を示す。
  - ・ 欧州からの件数は、2005年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
  - ・ 欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

○ 新興国における日本からの特許出願動向を見ると、中国では 2005 年の全特許出願の 18%（第 2 位）に相当し、欧米からの特許出願に比べて大きな割合を占めている。他方、インドでは 2004 年の全特許出願の 4%（第 5 位）、ロシアでは 2005 年の全特許出願の 2%（第 6 位）を占めるのみであり、両国では欧米からの出願に比べて小さな割合にとどまっている。

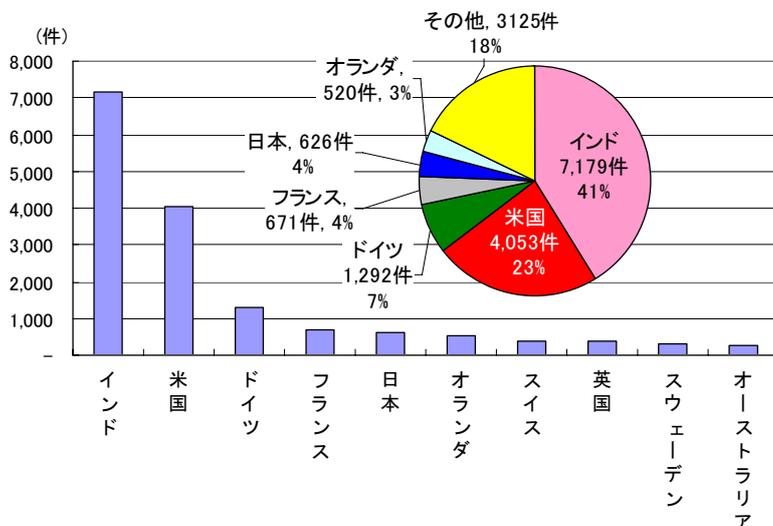
【中国への特許出願件数（2005 年）】



【(参考) 特許出願の受理件数ランキング（2004 年）】

各国特許庁・機関	出願受理件数
1 日本	423,081
2 米国	356,943
3 韓国	140,115
4 中国	130,384
5 欧州特許庁	123,701
6 ドイツ	59,353
7 カナダ	40,200
8 オーストラリア	30,206
9 ロシア	30,190
10 英国	29,954
11 ブラジル	18,692
12 インド	17,466
13 フランス	17,290
14 メキシコ	13,198
15 ノルウェー	12,400

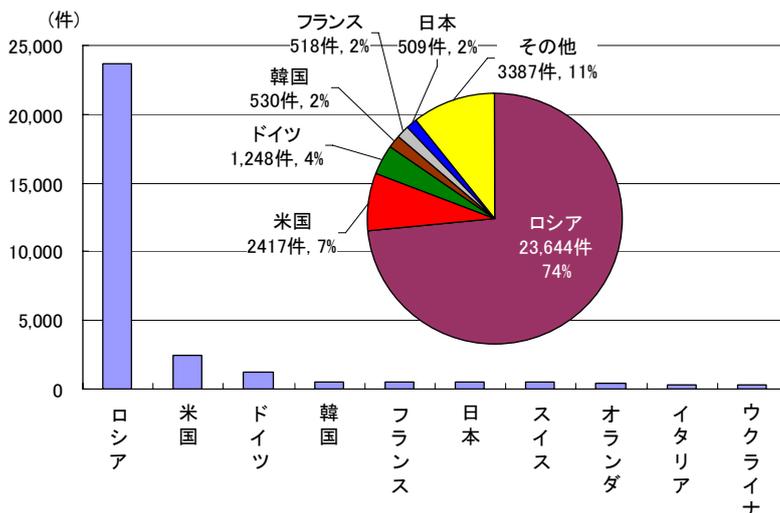
【インドへの特許出願件数（2004 年）】



(備考) 上位 15 特許庁のみ

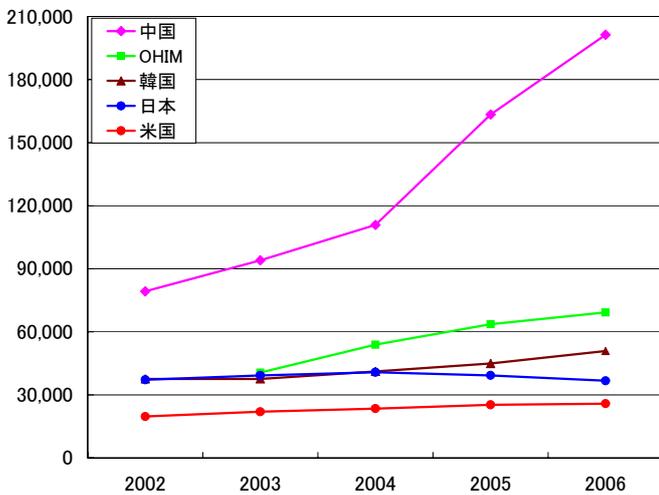
(資料) WIPO Patent Report 2006

【ロシアへの特許出願件数（2005 年）】

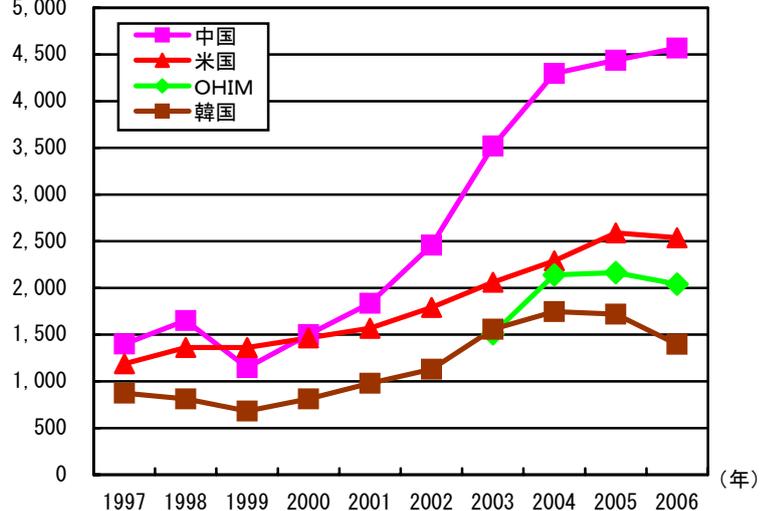


- 無審査国である中国における意匠出願が引き続き大幅に増加しており、2006年は、2005年の16.3万件と比べ23%の増加で、我が国の5倍以上に相当する20.1万件の出願がなされている。
- 我が国から中国への意匠出願が伸びている（2002年から2006年の間に86%の増加）一方で、これまで増加傾向にあった米国と欧州（OHIM）への意匠出願は横ばい傾向にあり、また、韓国への意匠出願は減少傾向に転じた。
- 2005年、米国から欧州（OHIM）への意匠登録件数（5,489件）は、自国への意匠登録件数（7,734件）に近い規模である。他方、日本から米国および欧州への意匠登録件数は、自国への意匠登録件数（30,141件）に比べて非常に小さい規模にとどまっている。（対米国1,410件、対欧州2,202件）

(件) 【主要国・機関における意匠出願件数】

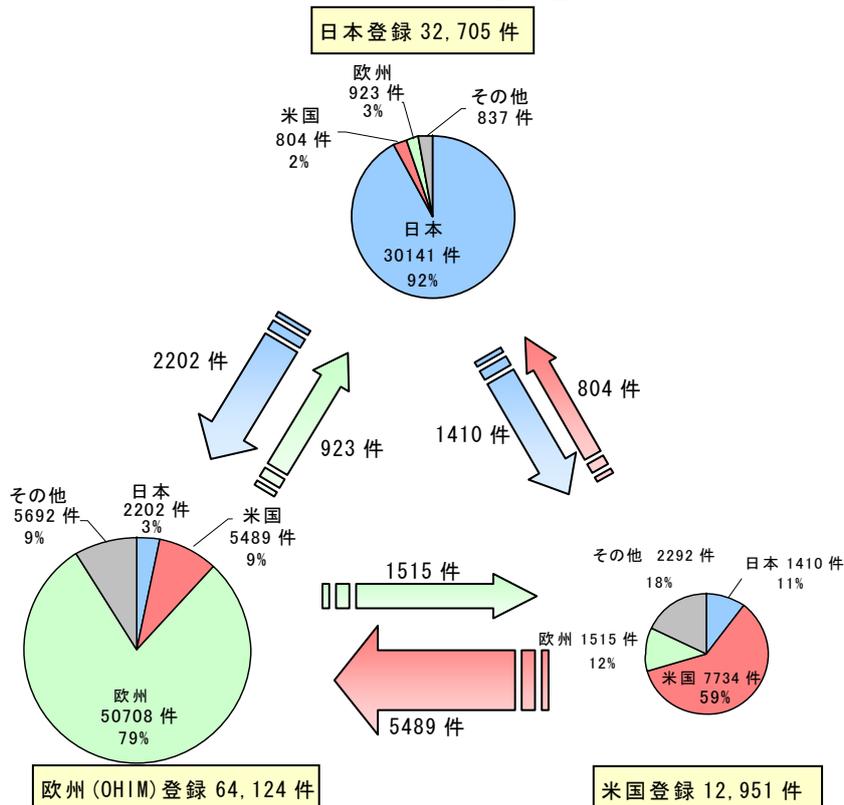


(件) 【日本から海外への意匠出願件数】



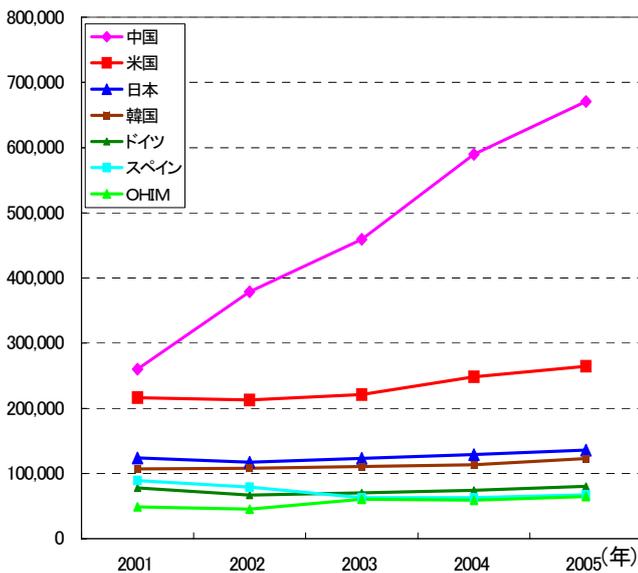
(備考) 米国の2006データは、2006年度（2005年10月～2006年9月）の速報値。

【三極（JPO・USPTO・OHIM）間の意匠登録状況（2005年）】

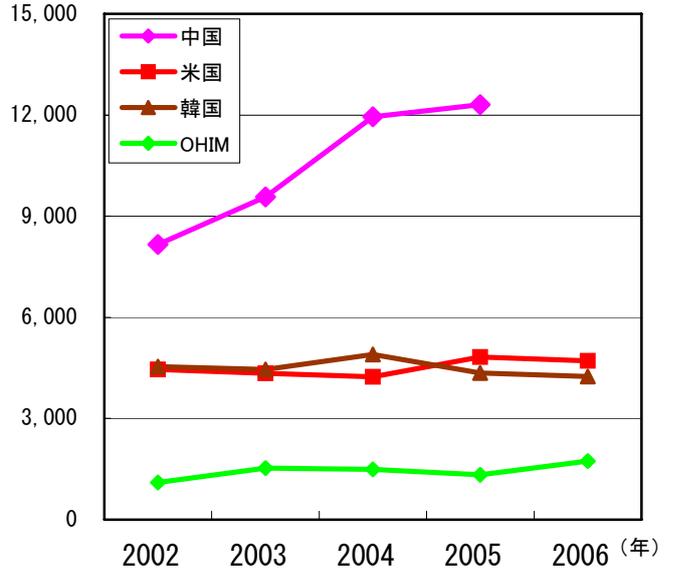


- 中国における出願件数は2005年に67.1万件に達し、世界の商標出願の総数の3割以上を占めている（中国は、1出願1区分の制度を採用）。
- 日本から米国、欧州（OHIM）、韓国への商標出願件数が横ばいで推移しているのに対し、中国への出願はここ数年増加しており（2002年から2005年の間に51%の増加）、日本企業の中国重視がうかがえる。
- 2005年、米国からは、欧州をはじめとして他国への出願が多く、他方、中国は自国のみへの出願が多い。

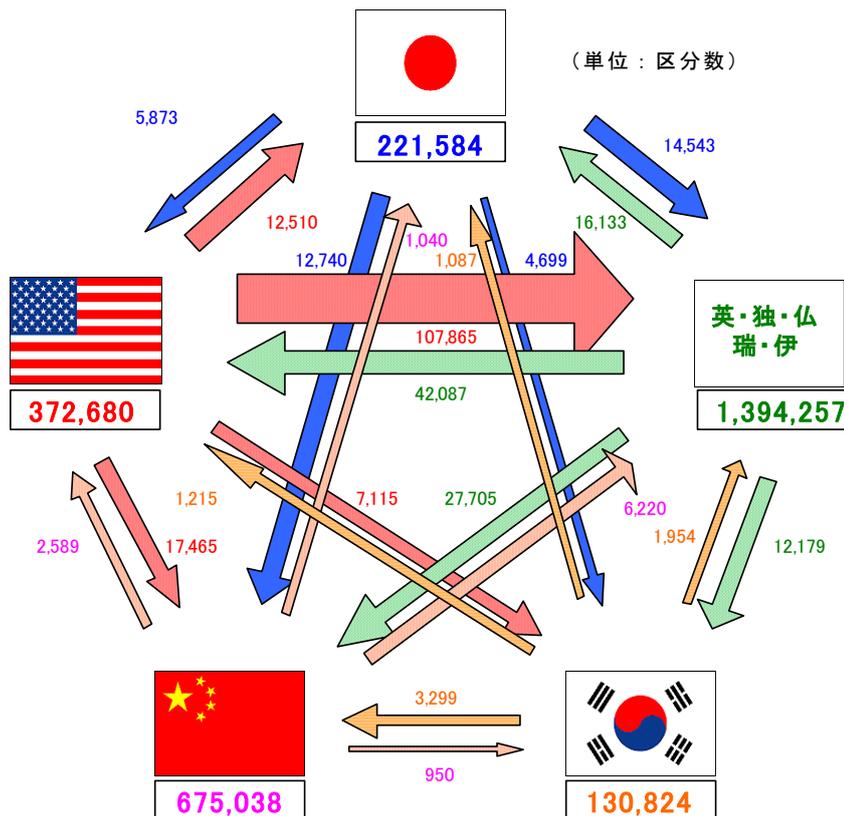
【主要国・機関における商標出願件数】



【日本から海外への商標出願件数】



【日米欧中韓間の商標出願状況（2005年）】



(備考)

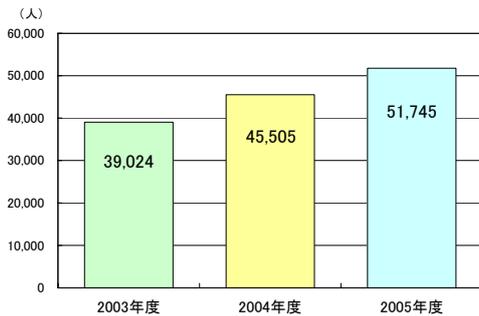
【日米欧中韓間の商標出願状況】のみ、出願区分数で集計。出願区分数は各国への直接出願、国際登録出願（マドリッド協定・マドリッド協定議定書）の指定国は指定国毎ごとに1件、CTM（OHIM）出願のEU加盟国は加盟国毎に1件とし、さらにそれぞれの出願の区分数を合計して算出した。欧州は英国、ドイツ、フランス、スイス、イタリアの合計出願区分数。

### 3. 我が国における知的財産活動の実態

#### (1) 企業等の知的財産活動 — 増加する知財担当者と知財活動費 — (p. 59-62)

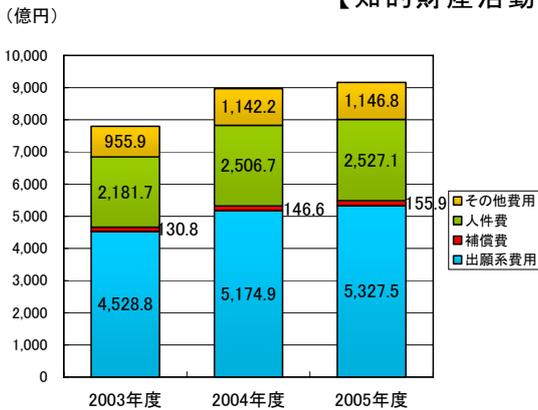
- 2005年度の我が国企業等における知的財産担当者数は5万人を超え（2004年度比13.7%増）、知的財産の権利化や管理等のための体制整備が進んでおり、知的財産活動費も、2005年度は約9,200億円と2004年度から2.1%増加。
- しかしながら、依然として約半分の特許権が利用されておらず、知的財産活動費の効率的な投資という観点からも、企業等においては、知的財産戦略を事業戦略や研究開発戦略と有機的に一体化し、深化させていくことが必要。

#### 【我が国全体の知的財産担当者数の推移】



ここで言う「知的財産担当者」には、弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。（出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため）

#### 【知的財産活動費】



	我が国全体の知的財産活動費(百万円)			活動費の増減率 2004→2005
	2003年度	2004年度	2005年度	
知的財産活動費	779,715	897,034	915,735	2.1%
出願系費用	452,877	517,492	532,751	2.9%
補償費	13,080	14,656	15,594	6.4%
人件費	218,172	250,670	252,709	0.8%
その他費用	95,586	114,217	114,681	0.4%

#### ① 出願系費用

産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用（弁理士費用等の外注費を含む）を指す。

#### ② 補償費

会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費を指す。

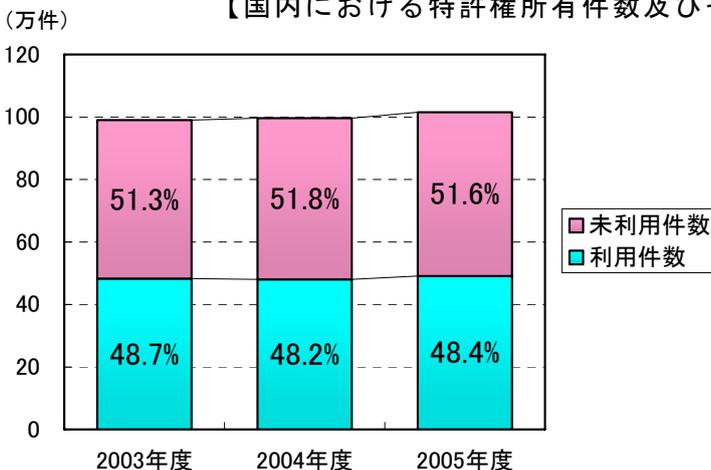
#### ③ 人件費

社内で知的財産業務を担当する者の直近の会計年度総額を指す。

#### ④ その他費用

上記の3つに含まれない費用（知財にかかる係争事務、契約管理、企画、調査、教育に要した費用等）

#### 【国内における特許権所有件数及びその利用率】

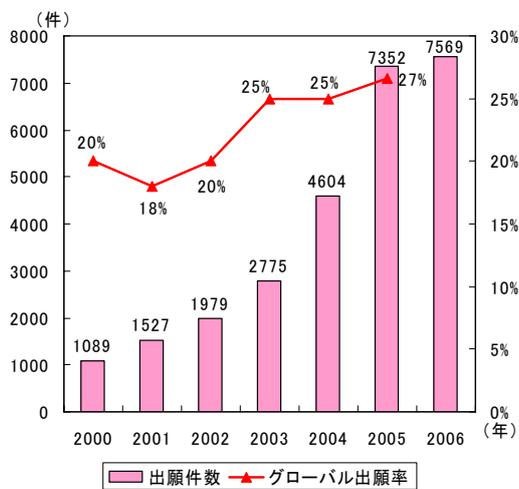


	国内権利		
	2003年度	2004年度	2005年度
国内特許所有件数	990,272	996,417	1,015,183
うち利用件数	482,746	480,421	491,490
うち未利用件数	507,526	515,996	523,693

(2) 大学における知的財産活動 — 出願選別への移行と権利活用の促進 — (p. 63-68)

- 2006年の大学からの特許出願件数は約7.6千件と前年からほぼ横ばいであり、大学は単なる出願奨励から出願選別に移行していると推測される。
- 2006年のPCT出願上位500中に、我が国の大学は7大学がランクインするなど、国際的な権利取得に向けた取組が進んでいる。(7大学の内、最高位の京都大学は、世界の大学全体で見ても、26位のカリフォルニア大学(416件)、74位のマサチューセッツ工科大学(167件)に次いで3番目)
- 2005年、大学における知的財産担当者数(1,490人：前年度比17.7%増)、知的財産活動費(約104億円：前年度比13.2%増)はいずれも増加。
- 特許権の利用率は2005年度に22.4%と、2004年度の14.7%から大きく改善。

【我が国の大学・承認TL0からの特許出願件数】

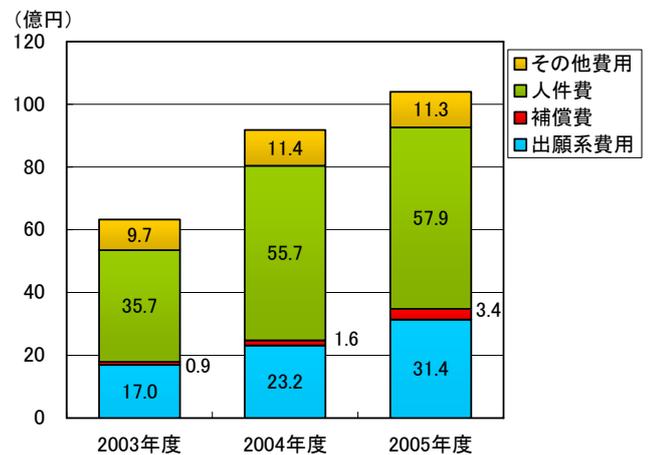
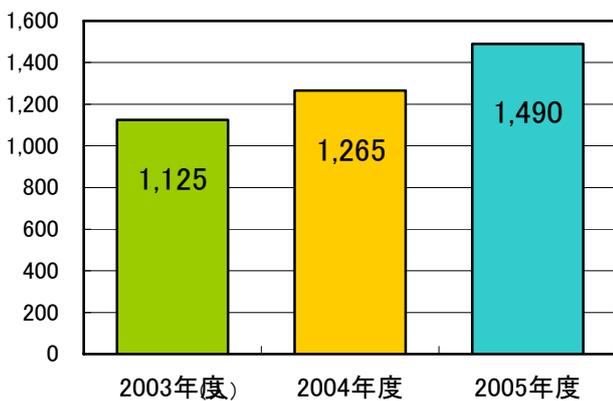


【2006年PCT出願人上位500中に入った我が国の大学】

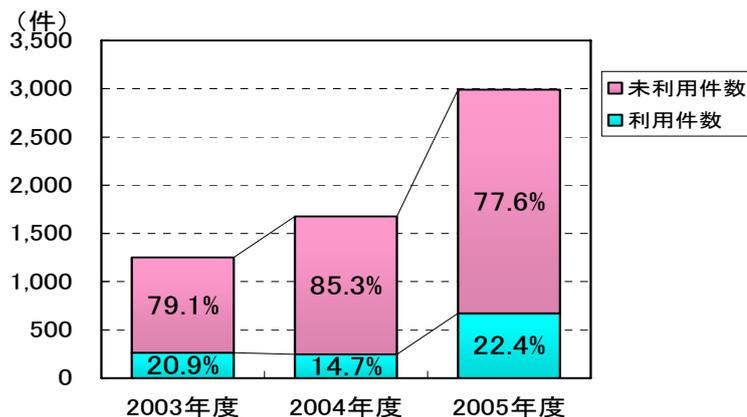
順位	大学名	出願件数	増減件数(前年比)
110	国立大学法人 京都大学	116	74
256	国立大学法人 大阪大学	57	47
284	国立大学法人 東京大学	53	38
295	国立大学法人 北海道大学	51	51
361	国立大学法人 東北大学	42	42
394	学校法人 日本大学	39	▲ 5
417	国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	36	30

【教育機関(大学等)・TL0の知的財産活動費の推移】

【教育機関(大学等)・TL0の知的財産担当者数の推移】



【教育機関(大学等)・TL0の国内における特許権所有件数及びその利用率の推移】



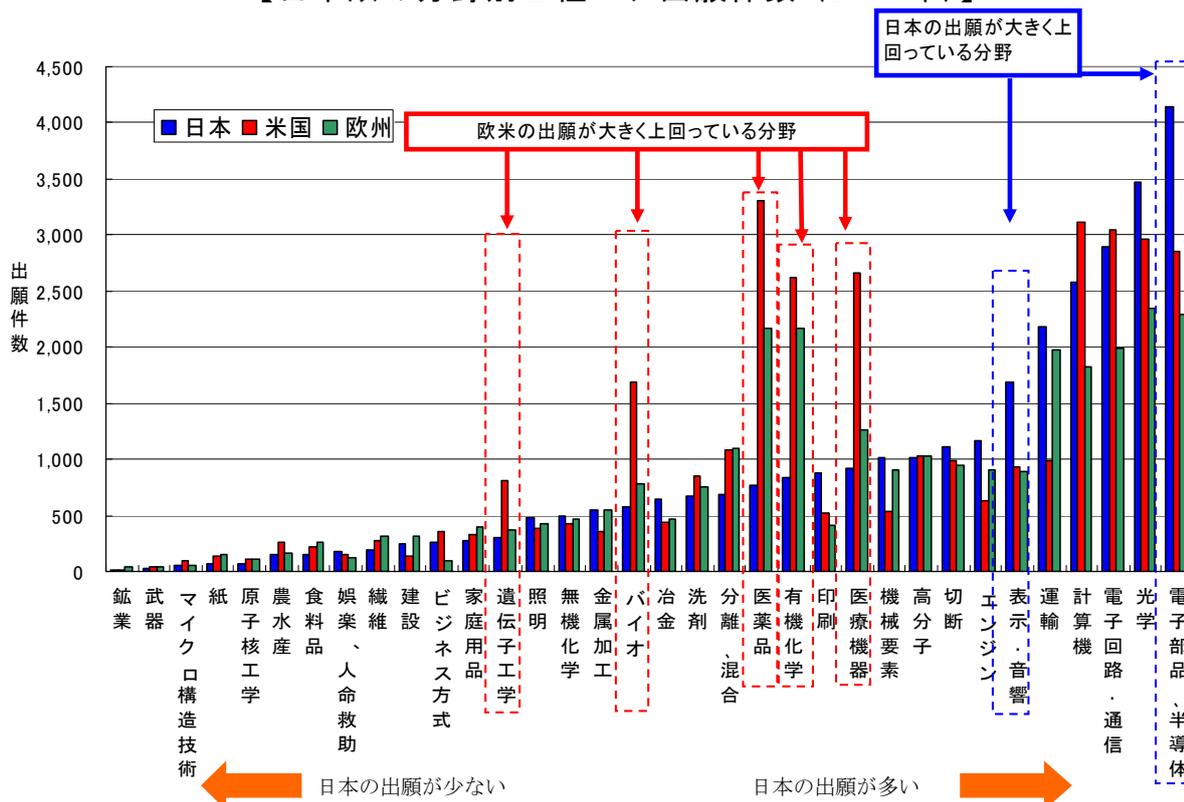
#### 4. 各分野における知的財産活動の現状

(1) 特許 — 欧米に遅れをとる日本のライフサイエンス特許出願 —

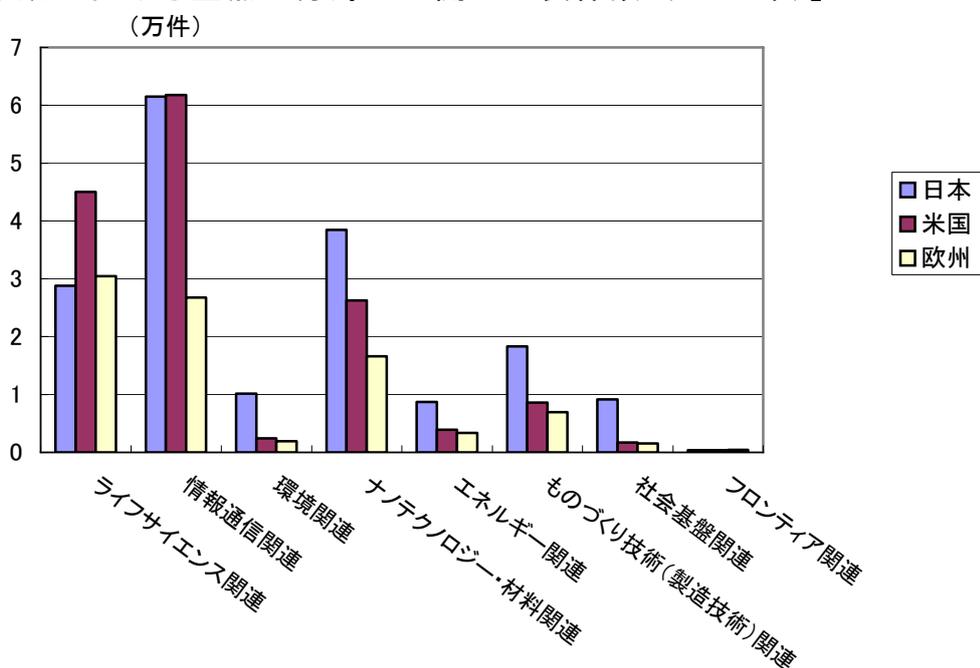
(p. 69-76)

○ ライフサイエンス分野における 2002 年（優先権主張日）の三極コア出願（三極のいずれにも出された出願）は、欧米国籍の出願件数が日本国籍の出願件数を大きく上回っている。また、ライフサイエンス分野における日本での公開／公表件数（2005 年）も、欧米に比して少ない。

【日米欧の分野別三極コア出願件数（2002 年）】



【日米欧における重点 8 分野の公開／公表件数（2005 年）】



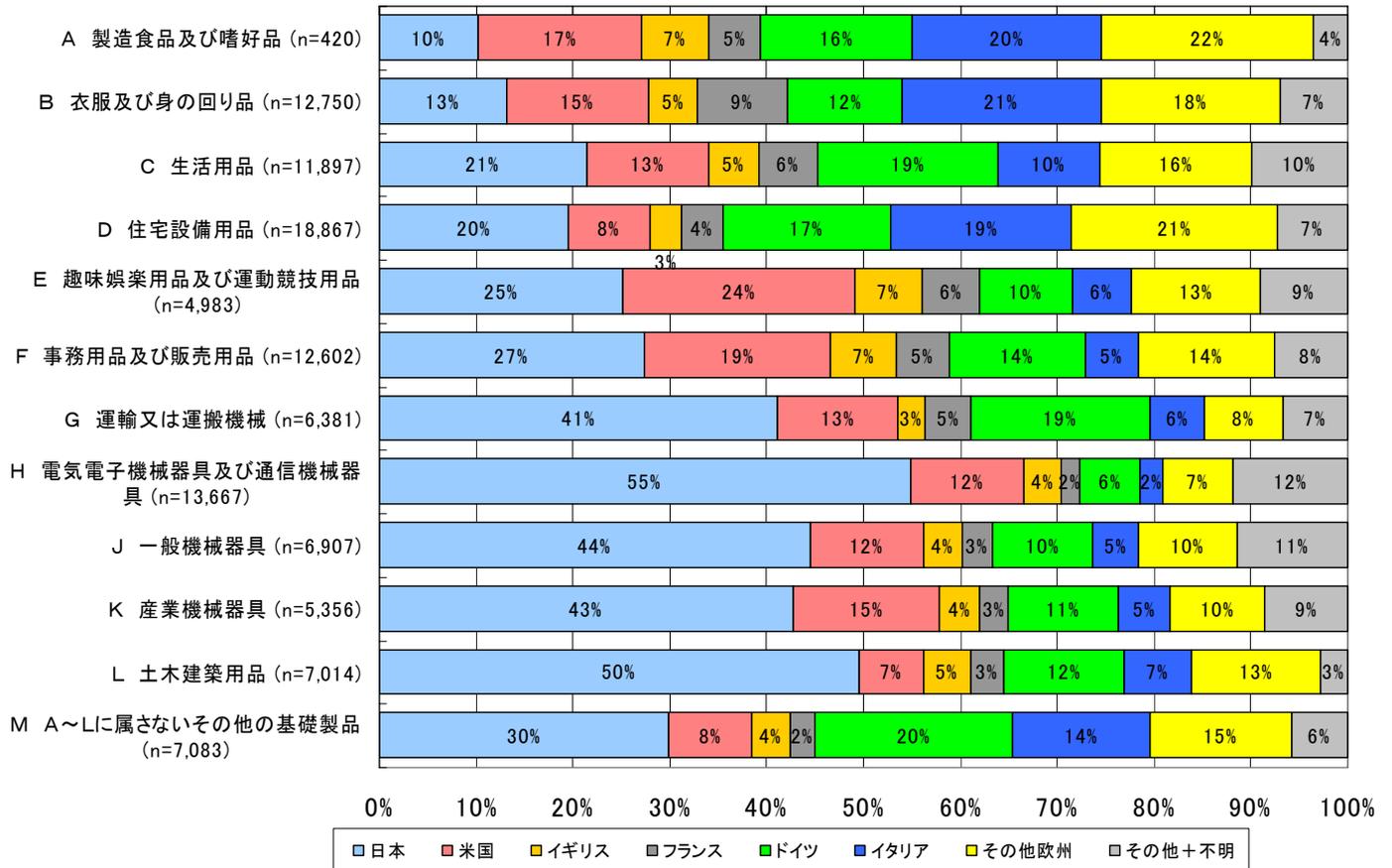
(2) 意匠 —電気・電子・通信分野に多い日本の意匠出願—

(p. 77-81)

○ 2005 年、各分野における日米欧\*全体での出願人国籍別意匠登録状況は、各国の産業により相違。例えば、「電気電子機器及び通信機械器具」「土木建築用品」等では日本国籍の意匠登録が占める比率が高く、「製造食品及び嗜好品」、「衣服及び身の回り用品」ではイタリア国籍の意匠登録が占める比率が高い。

\*欧州は OHIM での登録のみを集計。

【日米欧における出願人国籍別の日本意匠分類グループ別意匠登録状況（2005年）】

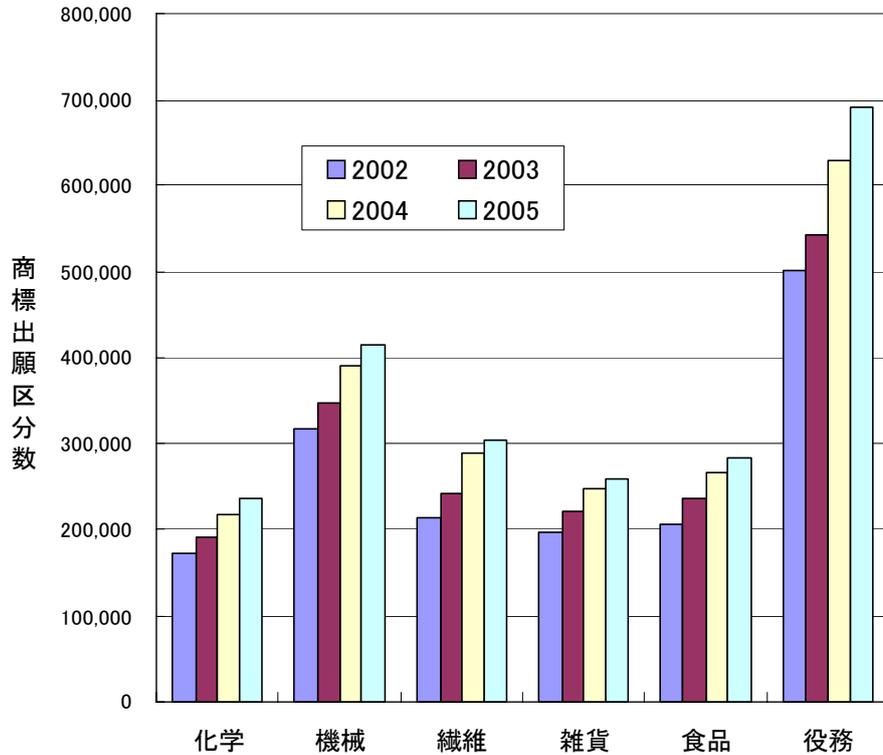


(3) 商標 —世界的に役務分野で多い商標出願—

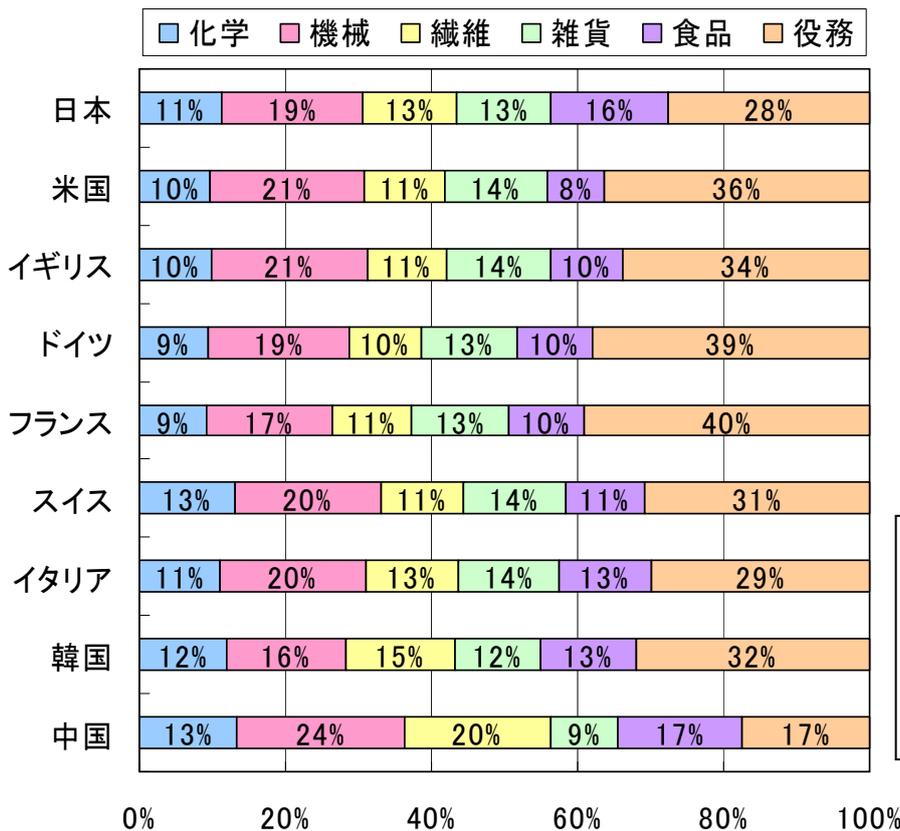
(p. 82-84)

- 日・米・欧（英、独、仏、瑞、伊）・中・韓における商標出願（区分数）の合計を見ると、全分野で近年増加しており、特に、役務分野での出願が多い。
- 日本では、欧米に比べて食品の割合が高く、役務の割合が低い。
- 中国では、役務の割合が特に低く、他の国とは傾向が異なる。

【日・米・欧（英、独、仏、瑞、伊）・中・韓における商標出願（区分数）の合計（分野別）】



【各国への分野別商標出願状況\*】



\* 2002～2005年の各国への出願区分数の合計における割合。(直接出願、国際登録出願、EU加盟国はOHIMへの出願、の総数)

## Ⅱ. 知的財産戦略の現状と課題

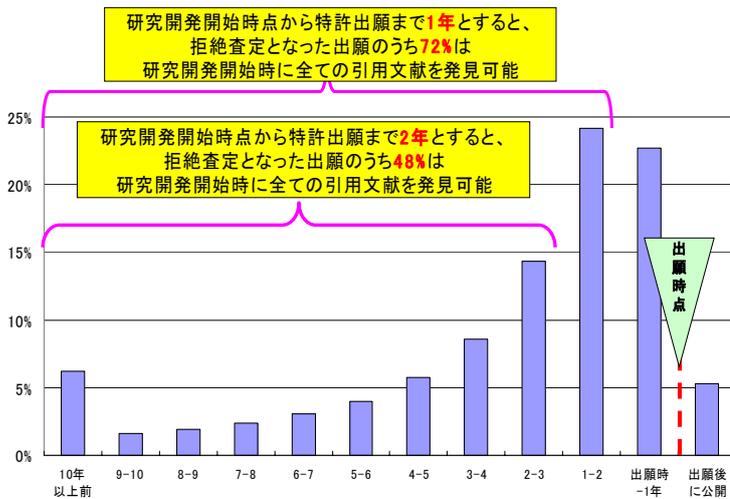
### 1. 我が国産業競争力の強化に向けた課題

(p. 86-98)

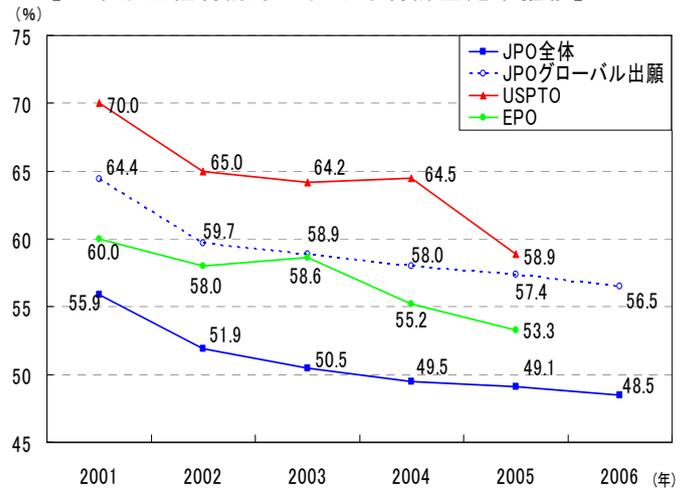
- 特許審査において拒絶の理由として引用された複数の先行技術に関する特許文献のうち、直近のものでも、出願の平均 2.9 年前に公開されていることから、企業の研究開発成果を特許権で効率的に保護するためには、研究開発の開始前やその途中においても、先行技術の十分な調査を促進することが必要。
- 日本企業の海外特許出願の基礎となった出願（グローバル出願）の特許査定率は、全出願の特許査定率よりも 8%程度高い値を示しており、海外へも出願する案件とその他の案件との間に、先行技術調査等、知的財産管理の実務に差があると考えられる。
- 特許査定率の年々の低下（2002 年 51.9%から 2006 年 48.5%）や最終審査請求率の急増に加えて、一次審査結果の通知（拒絶理由通知）に対し何ら応答することなく権利化をあきらめる案件の件数（いわゆる「一次審査に対する戻し件数」）が 6.9 万件（2006 年）と高い水準にあることから、権利化の必要性の見極めを行うための企業の社内体制が必ずしも十分に整備されていないことがうかがわれる。

【2006 年に拒絶査定された出願に拒絶理由として

引用された公開特許公報（直近）の分布】

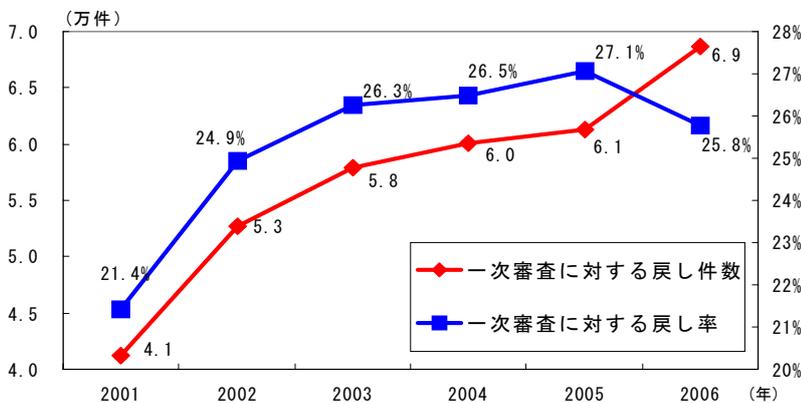


【日米欧三極特許庁における特許査定率推移】



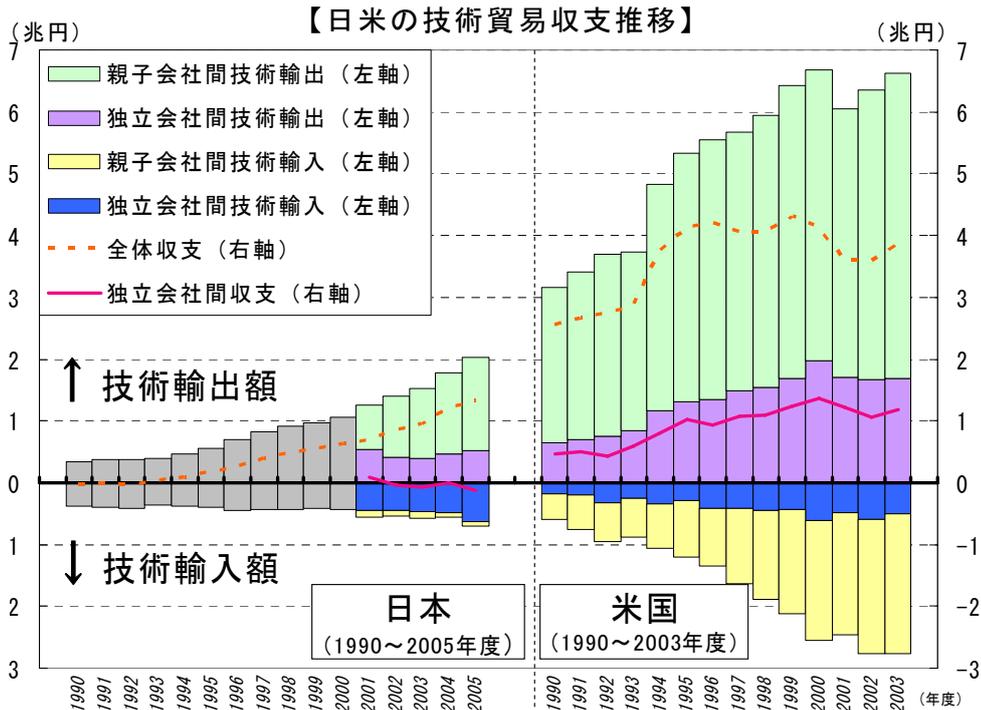
(備考) JPO グローバル出願：パリ優先権主張の基礎出願および PCT 自国指定出願

【一次審査に対する戻しの推移】



(備考) 一次審査に対する戻し件数 = 一回目の拒絶理由通知に対する「戻し拒絶査定件数 + 審査着手後取下げ・放棄件数」  
 一次審査に対する戻し率 = 一次審査に対する戻し件数 / 最終処分件数  
 最終処分件数 = 特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後取下げ・放棄

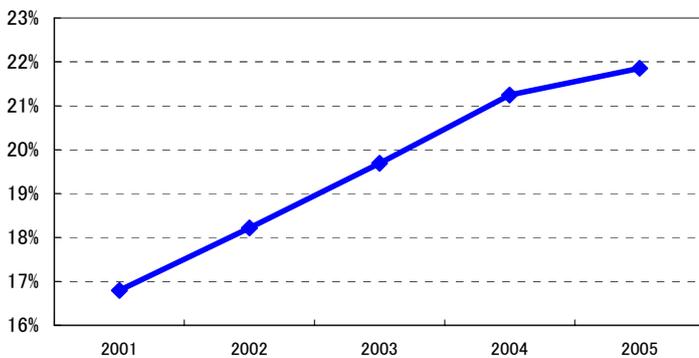
- 我が国の技術貿易収支は、2005年度は1.3兆円の輸出超過であるが、親子会社間の送金を除き、独立した企業間の取引だけで見ると、収支はほぼ均衡状態であり、国際競争力強化に向けた努力と環境整備が必要。（米国の技術貿易収支は、近年、4兆円前後の輸出超過で推移しており、独立した企業間の取引だけで見ても1兆円を超える黒字となっている。）
- 自国への出願のうち国外にも出願される発明の比率（グローバル出願率）は、近年増加している（2005年22%）が、欧米に比べると低く、依然として国内特許出願に偏重。



（備考）＜日本＞ 親子会社とは、出資比率が50%超の場合を指す。2000年以前のデータは、親子会社の区別無し。

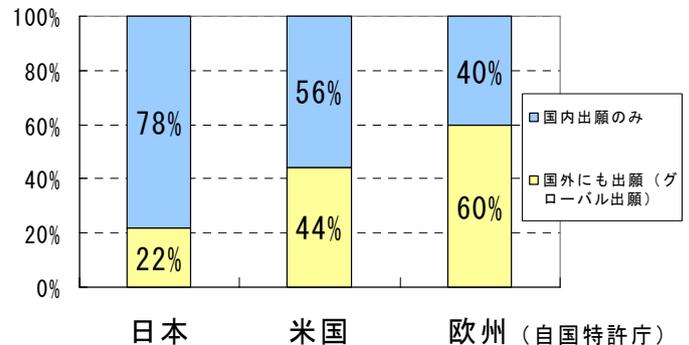
＜米国＞ 親子会社とは、ある国に開業した会社が、直接又は間接的に他の国に実在する会社によって所有ないし株式の10%以上を保有される場合を指す。

**【我が国出願人のグローバル出願率の推移】**



（備考）国内出願に基づかず、直接日本特許庁に出願された特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を含む。

**【日米欧出願人の自国特許庁への出願構造】**



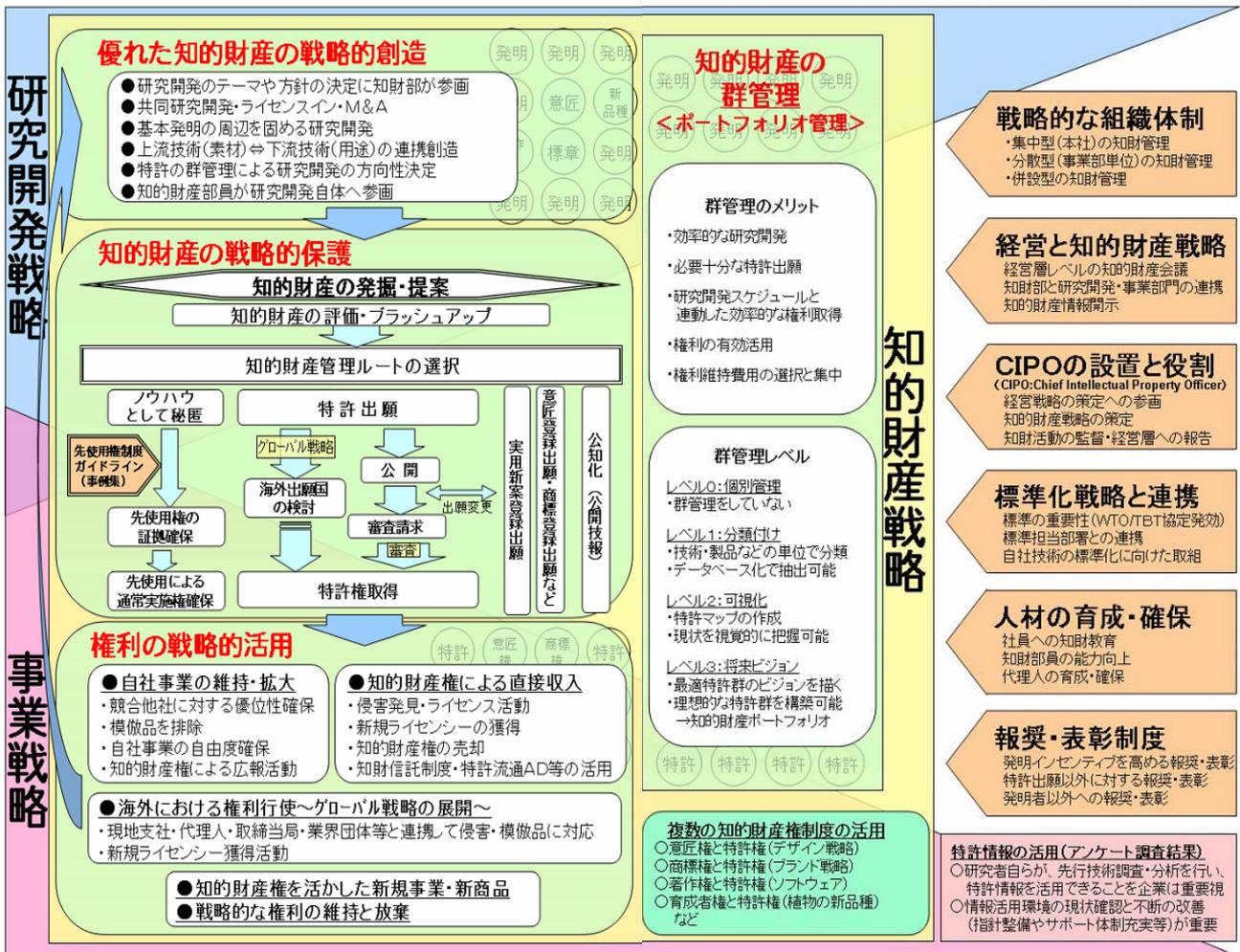
（備考）日本：2005年出願、国内出願に基づかず、直接日本特許庁に出願された特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を含む。

欧米：2003年優先基礎出願のWPI(World Patents Index)データ（公開された出願件数データ）

2. 戦略的な知的財産管理に向けて求められる企業の取組 (p. 98-107, 156-157)

- 複数の知的財産を、製品や技術などの単位により「群」として管理し、事業や研究開発と有機的に結びつけて活用していくことが重要。
- 開発した技術を守るために特許権を取得することは有効であるが、技術によってはノウハウ秘匿が好ましい場合もある。ノウハウ秘匿を選択した場合は先使用権の確保も考慮すべき。
- 現在・将来の市場国や自社・他社の生産国等を考慮しつつ、海外における権利取得も含めて内外一貫した知的財産管理を行うことが必要。
- 知的財産戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体として推進していくためには、C I P O（知的財産担当役員）の設置等の社内体制整備が必要。これにより技術経営力の強化による効率的なイノベーションの促進が期待される。

【企業における戦略的な知財管理の推進】  
(知財戦略事例集のポイント)

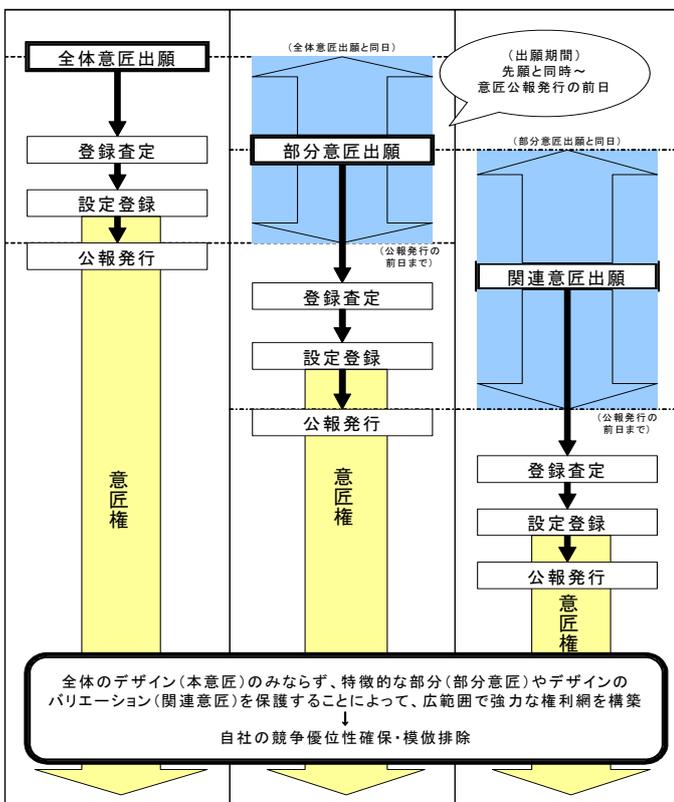


### 3. 望ましい製品デザインの開発・保護・管理

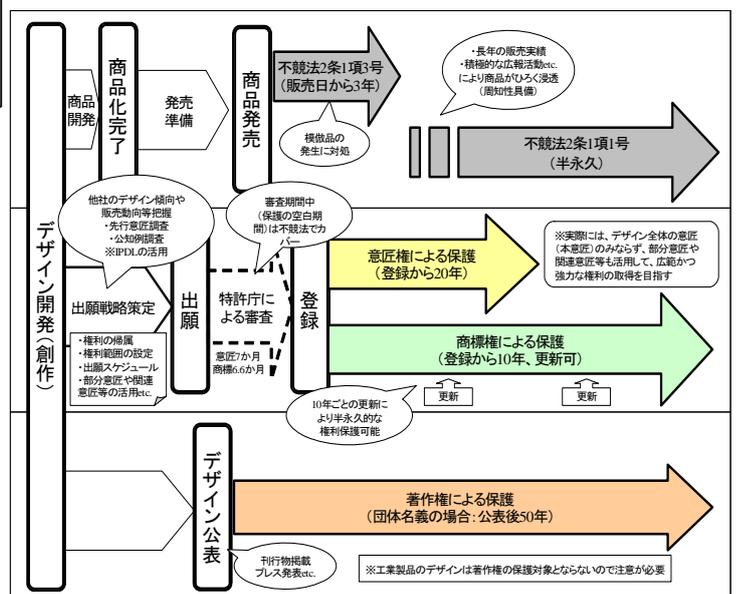
(p. 110-117)

- 製造販売する製品デザインを模倣品から守るため、実施物について意匠権を取得することが効果的であり、模倣品被害が発生しても自社や製品への影響が小さいと考えられる時期まで意匠権を維持することが望ましい。
- 製品をシリーズ化するには、そのシリーズに共通する特徴的なデザインを部分意匠や関連意匠制度を有効に活用して権利化しておくことが効果的。
- 製品デザインは、商標法や不正競争防止法、著作権法によって総合的に保護してゆくことも有効。

#### 【特徴的な意匠制度の活用事例】



#### 【様々なデザインに関する法律による製品デザインの保護のモデルケース】



### Ⅲ. 政府における取組

#### 1. イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007 (AMARIプラン 2007)

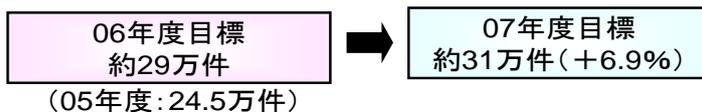
(p. 151-153)

- 経済産業省・特許庁では、2007年1月25日、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を開催し、2006年1月17日に策定した「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」において設定した数値目標を改定するとともに、2006年10月19日に策定した「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」の特許審査・迅速化のための重要施策を深化・発展させ、両者を一体的に取りまとめた「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007 (AMARIプラン 2007)」を策定。
- 本プランは、①グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化、②特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組、③企業における戦略的な知財管理の促進、④地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化、の4つの重点施策分野から成っている。

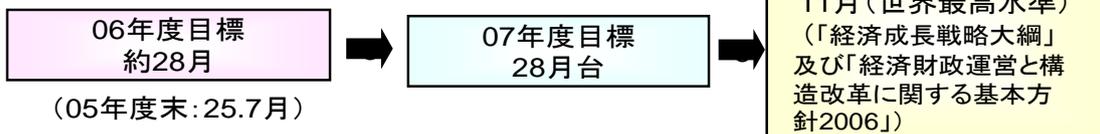
#### 特許審査迅速化・効率化に係る数値目標の点検・改定

##### (1) 特許審査迅速化に係る目標

##### ① 一次審査件数



##### ② 審査順番待ち期間



## イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007

### Advanced Measures for Accelerating Reform toward Innovation Plan in Patent Examination 2007

#### 第1 グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化

##### <外国特許庁との協力>

- 特許審査ハイウェイの更なる展開。
- アジア地域の途上国に対する知的財産制度の整備に向けた協力。
- 特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブの推進。

##### <制度の国際調和の推進>

- 日米欧三極間における出願様式の統一。
- 「特許法条約」(手続面)への早期加盟に向けた検討。
- 先願主義への統一を含む「実体特許法条約」草案の合意を目指す。

##### <アジア等における模倣品対策の強化>

- 「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現。
- 先進国とのEPAにおける高いレベルの模倣品対策関連規定の追及。
- 官民合同模倣品対策合同ミッションの派遣拡大。
- 消費者に対する普及啓発及び企業の模倣品対策に対する支援の拡充。

#### 第3 企業における戦略的な知財管理の促進

- トップ懇談等の着実な実施。
- 「戦略的発明管理ガイドライン(事例集)」(仮称)の策定・公表。
- 大臣と有識者が意見交換を行う「特許戦略懇談会」の開催。
- 優れた知財活動を行う特許戦略優良企業に対する表彰。
- 「特許行政年次報告書2007年版」及び「特許戦略ポータルサイト」による、企業の知財戦略立案に資する情報提供の実施。
- 出願・審査請求構造の改革。
- 特許電子図書館(IPDL)の機能強化、特許と論文情報の統合検索を可能とするための特許公報照会システムの運用開始。
- 審査官端末と同等のサーチ端末を用いた研修の受講定員の拡大。

#### 第2 特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

- 任期付審査官の増員など必要な審査官の確保。
- 先行技術調査の民間外注の拡大。
- 「品質監理室」(仮称)を設置し、審査の品質管理体制を強化。
- 光ディスクなど重要技術分野における学術文献等DBの構築。

#### 第4 地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化

- 地域知財戦略本部(全国9か所)の活動の充実。
- 特許先行技術調査に対する支援の更なる拡充。
- 知財駆け込み寺の機能強化。
- 中小企業支援施策の普及の抜本的強化。

## 2. 特許における取組

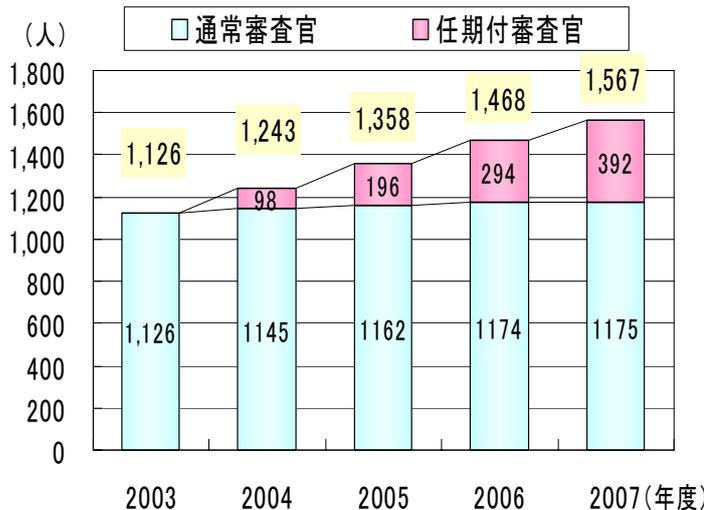
### (1) 迅速的確な審査に向けた取組

(p. 159-162)

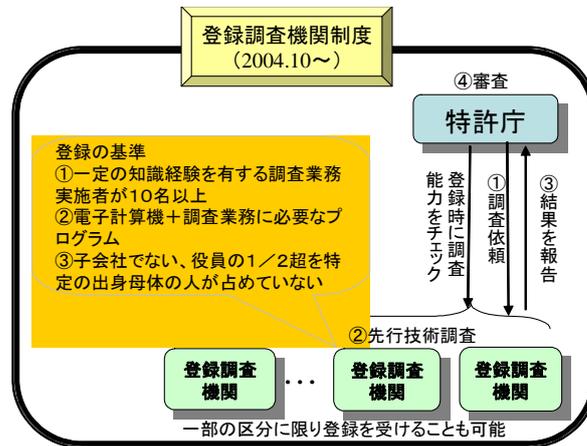
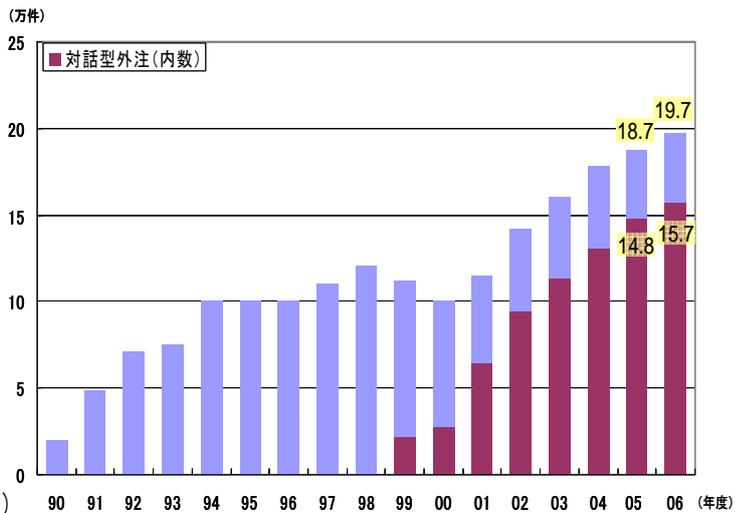
- 審査能力の強化のため、審査に従事する時間を最大限確保することや、審査官の大幅増員(2003年度-2007年度で441名の増員)等の取組を行っている。
- 先行技術調査の外注の拡充(2006年度は19.7万件、前年度比5%増)や、調査の質を担保し、審査効率の向上を進めるため、対話型外注\*を推進している(2006年度15.7万件、全体の80%)。

\* 調査を行った者が審査官に対面で説明し、その場で審査官から追加の調査等のフィードバックを受ける形式の先行技術調査外注。

【審査官数の推移】



【先行技術調査の外注件数(実績)の推移】

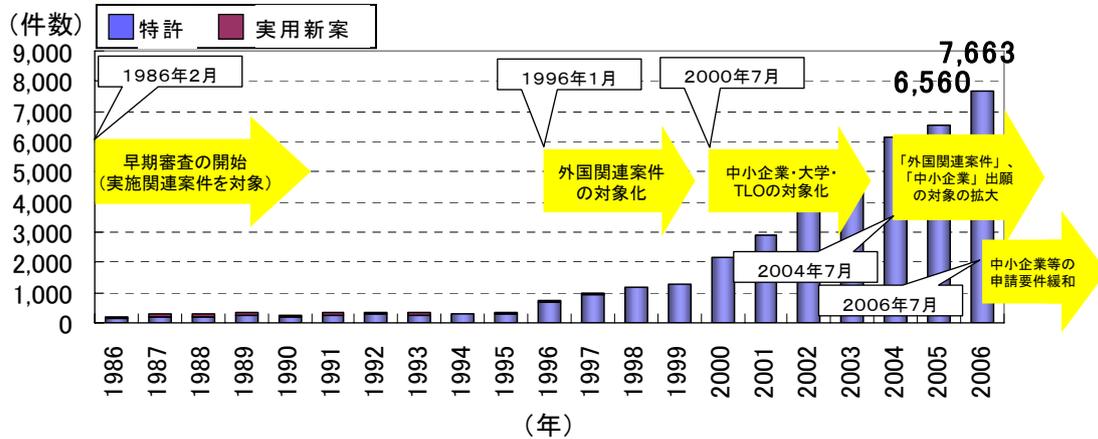


#### 登録調査機関

- ・財団法人工業所有権協力センター(IPCC)(調査業務実施者数1518名(2007年4月時点))  
: 全区分(2004年10月1日登録)
- ・テクノサーチ株式会社(調査業務実施者数68名(2007年4月時点))  
: 区分: 動力機械(内燃機関の制御等)、運輸(自動車の構造等)、一般機械(継手、クラッチ、ブレーキ等)  
(2005年3月11日登録)、生産機械(工作機械等)(2007年1月24日登録)
- ・社団法人化学情報協会(調査業務実施者数18名(2007年4月時点))  
: 区分: 有機化合物(有機化合物・医薬(構造式)等)(2005年3月11日登録)※当該区分はCAS検索も求められる。
- ・株式会社技術トランスファーサービス(調査業務実施者数22名(2007年4月時点))  
: 区分: アミューズメント(パチンコ・スロットマシン等)(2006年6月5日登録)
- ・株式会社先進知財総合研究所(調査業務実施者数13名(2007年4月時点))  
: 区分: 光デバイス(光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子等)(2007年3月23日登録)

○ 早期審査制度の利便性の向上を図った結果、その利用数は年々増加傾向となっており（2006年は7,663件）、その審査順番待ち期間は、早期審査の申出から約2.3月（2006年）である。

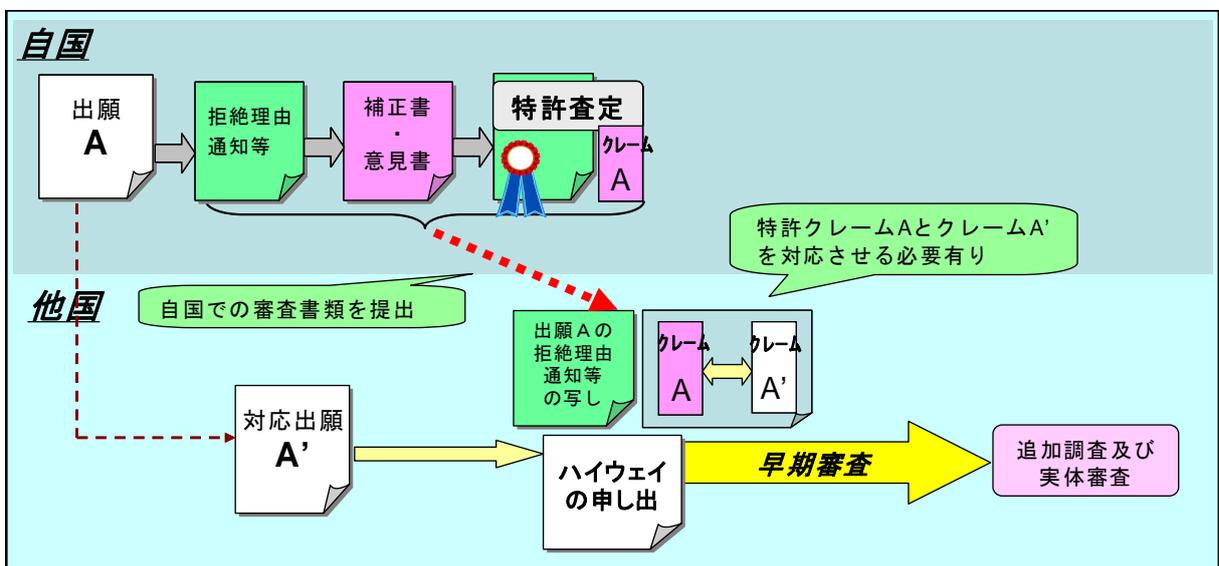
【早期審査申立件数の推移】



- 2006年7月より試行を開始していた日米間の「特許審査ハイウェイ」\*の対象案件にPCT出願を含めることとした（2007年5月18日より）。なお、4月末までの申請実績は、日本国特許庁へ120件、米国特許商標庁へ72件。
- 韓国との間でも2007年4月から「特許審査ハイウェイ」を開始しており、英国との間でも2007年7月から「特許審査ハイウェイ」を開始する予定。
- 外国特許庁の先行技術調査・審査結果を最大限有効に活用して審査を行うために、2007年3月に審査官のための「外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」を策定。

\*「特許審査ハイウェイ」とは、出願人の申出により、自国の特許庁で特許可能と判断された出願については、他国の特許庁において簡易な手続により早期に審査を受けることができるようにするもの。

【特許審査ハイウェイの概略図】



- 2006年4月1日に受付を開始した地域団体商標の出願件数は、2007年5月末現在、722件。分野別では、農産一次品が多い（48%）。地域別では近畿からの出願が多い（224件）。また、5月末での登録数は218件。
- 地域団体商標制度を周知するため、全国での説明会開催、地域ブランドフェスティバルの開催（2007年4月2日～27日）等を行っている。

【地域団体商標の地域別出願数（2007年5月末まで）】

北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海
31	50	63	48	57	84
近畿	中国	四国	九州	沖縄	その他*
224	39	24	69	30	3

\*その他は外国（ジャマイカ、カナダ、イタリア）からの出願。

【地域ブランドフェスティバルの様子】

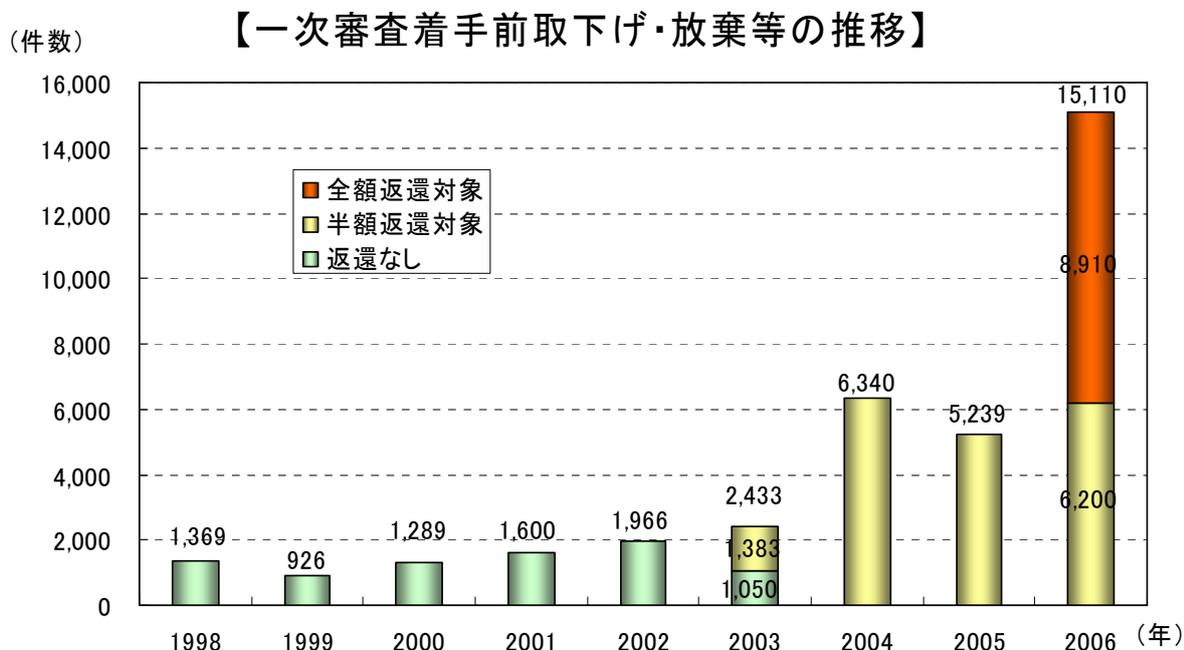


#### IV. 企業・大学等への支援

##### 1. 審査請求料返還制度の拡充

(p. 4)

- 2004年4月より、審査請求をした後、一次審査前に出願の取下げ・放棄を行い、6か月以内に審査請求料の返還請求を行うと、料金の一部（半額）が返還される制度が施行されていたが、2006年8月9日から1年間の期限で、一次審査前に取下げ・放棄が行われた出願に対する審査請求料の全額返還が施行された。
- これにより、2006年8月以降取下げ・放棄が増加し、2006年の審査請求後一次審査前における取下げ・放棄の件数は、前年の3倍近い1.5万件に達した。
- このことは、全額返還制度の導入により、審査請求後においても権利化の必要性について見直すインセンティブがより強く働くようになったためと考えられる。

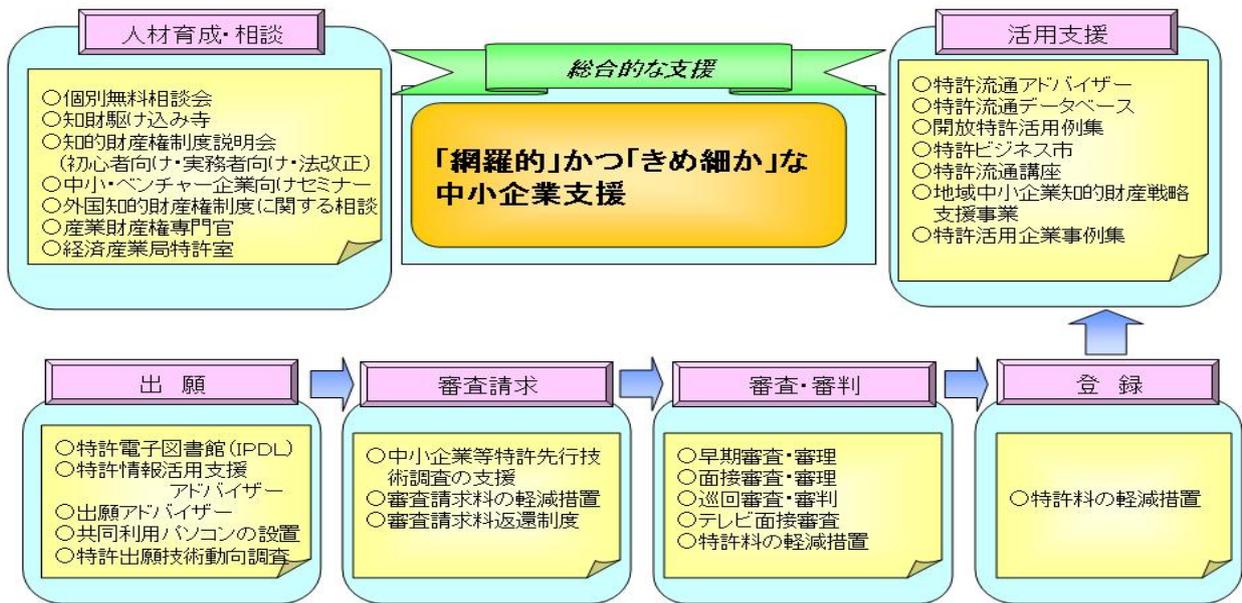


## 2. 中小企業等に対する支援

(p. 192-201)

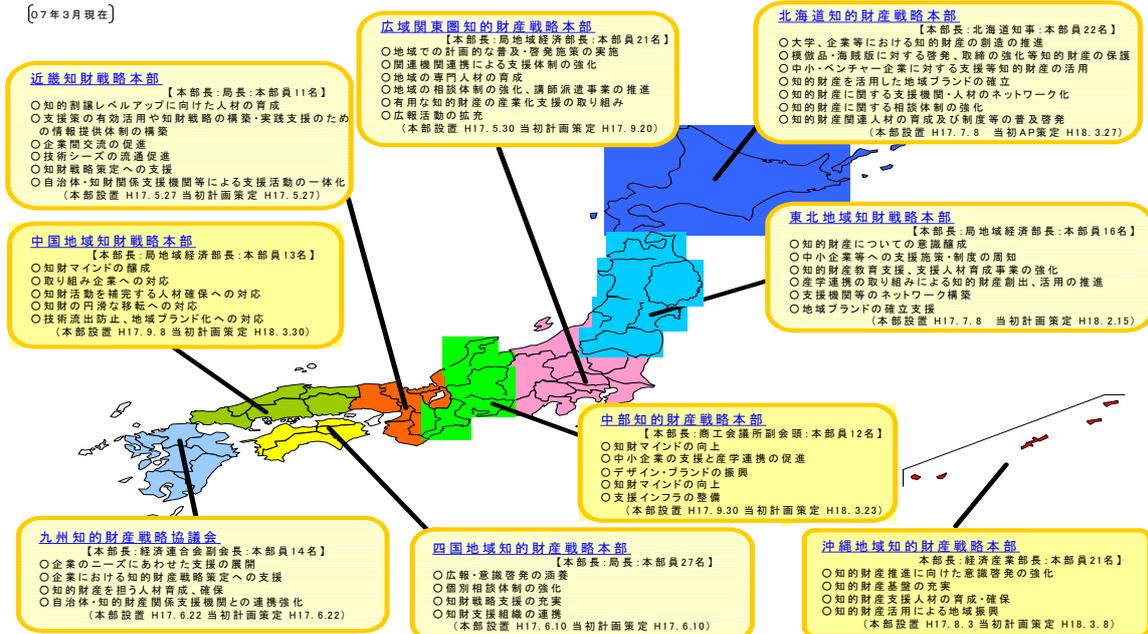
- 地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、先行技術調査の支援やセミナーの実施など十分な配慮を行っている。
- 各経済産業局等の管轄地域ごと（9か所）に「地域知財戦略本部」を設置しており、同本部の策定する「地域知財戦略推進計画」に基づき、中小企業等の知的財産に関する意識の向上及び適切な利用を促進するための事業を実施している。

### 中小企業等に対する総合的な支援の概要



### 地域知財戦略本部の展開

【07年3月現在】



- 特許制度の実体的調和に向け、先進国間で議論を進めている。2006年は日本が先進国会合を主催し、同年9月の先進国全体会合では、議長提案の包括妥協案をベースに「実体特許法条約」の草案を作成することで合意。同年11月の実務者レベルの会合での議論を経て、草案の早期合意を目指し、鋭意各国への働きかけを行っている。
- 日米欧三極特許庁会合及び日米欧三極専門家会合において、サーチ・審査結果の相互利用等による審査協力、出願人の手続負担軽減のための取組、制度・運用の調和に向けた取組等に関し議論が行われており、出願明細書の標準様式（明細書における記載項目及びその順序）と、優先権書類の電子的交換を開始すること（日米間）、について合意に至った。
- 2007年5月に日米欧中韓五大特許庁会合（長官会合）が初めて開催された。大規模特許庁が直面する共通の課題や解決方法について、各庁長官間で政策対話を行い、五庁が世界で果たすべき役割の重要性や、特許出願増加への対応に向けた五庁間の協力の必要性等について意見が一致した。
- 二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。例えば、中国の専利法改正に対し、意見交換会を実施。
- 模倣品問題の深刻化を踏まえ、1) 官民合同ミッションの派遣や二国間協議を通じた相手国政府の模倣品対策強化の要請と協力、2) 「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、3) 取締りへの協力、4) 「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動等を行っている。

